

戸田市市民活動推進基本方針の 具現化に向けた提言書

平成 19 年 12 月
戸田市市民活動推進委員会

はじめに

戸田市内の市民活動は、多種多様な分野で展開されていますが、NPO法人格を取得し活動を行っている団体数は25団体*と少なく（平成19年12月1日現在）、多くはクラブやサークル的な任意団体として活動しているのが現状です。

その理由としては、会議等の活動できる場が少ないこと、情報の収集と発信ができる環境が未整備であること、活動資金や人材の確保が困難なこと、団体間が連携・協力できる機会や体制が不十分なことが挙げられます。

しかしながら、公益的サービスを提供するなど、社会貢献活動を実施するボランティア・市民活動団体が着実に増加傾向にあったため、このような活動に対する推進と支援が求められるようになりました。このような中、戸田市市民活動推進委員会（以下「本推進委員会」という）が設置されました。

本推進委員会の目的は、戸田市市民活動懇話会（平成14年8月～平成15年3月）が策定した『戸田市市民活動推進基本方針』において提言されている4つの重点施策（①活動拠点の整備、②情報ネットワークづくり、③市民活動の活発化、④協働をすすめる体制の確立）を具現化することです。

本推進委員会は、平成15年8月に発足し、2期・4年間を通じて、市民活動の活発化や支援策など、市民活動の推進に向けた議論をしてきました。

主な実績としては、市民活動先進地への視察、市民活動の活発化に向けた講演会の開催、市民等へのアンケートの実施、情報紙の発行などを行いました。

また、重点施策の具現化にあたり、集中的な審議・検討が必要な際には、各種専門部会を設置し、柔軟かつ多角的な視点から市民活動の活発化、協働のあり方について検討・議論してきました。

本提言書は、この4年にわたって議論・審議してきた内容をまとめ、4つの重点施策に対する具現化、今後の市民活動推進に向けての具体策について提言するものです。本提言書が今後における戸田市のボランティア・市民活動の発展に向けた参考となることを期待しております。

なお、この提言書の作成にあたり、本委員会の前身であります戸田市市民活動推進検討委員会、戸田市市民活動懇話会をはじめ、ボランティア・市民活動団体の関係者、そして各専門部会の部会員の皆様に多大なご協力を頂きました。この場をお借りして、感謝申し上げます。

* 埼玉県認証と内閣府認証（主たる事務所または従たる事務所として埼玉県戸田市に登録されている団体）のNPO法人の合計団体数である

目 次

第1章 前提条件の整理

1 戸田市市民活動推進委員会の役割	1
2 戸田市市民活動推進基本方針の概要	2
2.1 市民活動推進の基本理念と目標	2
2.2 市民活動推進のための4つの重点施策	3
3 市民活動の概念	5

第2章 情報ネットワークづくり

1 これまでの経緯	6
2 今後の課題	8
2.1 支援センターホームページ利用者の拡大	8
2.2 市・支援センター・サイト管理運営業務委託業者 の役割分担と調整	9
2.3 支援センターホームページと企業との連携	10
2.4 広範な情報ネットワークの形成	11

第3章 活動拠点の整備

1 これまでの経緯	12
2 支援センターの役割	13
3 支援センターの組織体制	15
3.1 支援センターの組織体制の整備	15
3.2 将来の運営体制	18
3.3 支援センターホームページおよび 地域通貨の運営と支援センター	19

第4章 協働をすすめる体制の確立

1 協働をすすめることの意義	20
2 協働をすすめるためのルール	21
3 協働事業のあり方	23
3.1 協働事業と支援センターの役割	23
3.2 協働事業の形態と課題	23
4 協働をすすめるための組織体制	26
4.1 庁内連携体制の推進	27
4.2 市民評価組織	29

第5章 市民活動の活発化

1 資金等の助成	32
1.1 補助金・助成金	32
1.2 基金の創設	32
2 融資	36
3 税の減免	37
3.1 収益事業を行うNPO法人に対する課税	37
3.2 都道府県によるNPO課税の減免	38
3.3 市町村が実施しているNPO支援税制	39
4 市民活動保険制度	41
4.1 通年型市民活動保険制度の現状	41
4.2 市民活動保険の今後の課題	42
5 地域通貨	45
5.1 地域通貨戸田オール	45
5.2 地域通貨戸田オールの課題	46
6 市民活動の活発化における今後の課題	47

*参考資料

【参考資料1】 ボランティア・市民活動支援センターについて	48
【参考資料2】 都道府県が行っているNPO課税の減免一覧	54
【参考資料3】 地域通貨戸田オールの概要	55
【参考資料4】 地域通貨協賛店	56

*委員名簿

第1期戸田市市民活動推進委員会	57
第2期戸田市市民活動推進委員会	58
戸田市市民活動支援・統合サイト専門部会	59
戸田市市民活動拠点施設専門部会	59
戸田市民活動支援サイト部会	60
平成18年度 戸田市ボランティア・ 市民活動支援センター運営委員会	61
平成19年度 戸田市ボランティア・ 市民活動支援センター運営委員会	62

第1章 前提条件の整理

1 戸田市市民活動推進委員会の役割

第1期戸田市市民活動推進委員会（平成15年8月～平成17年8月）および第2期戸田市市民活動推進委員会（平成17年12月～平成19年12月）は、通算4年にわたり、市民活動の促進、行政との協働のあり方について審議・検討を行って参りました。

その具体的審議事項は、戸田市市民活動懇話会（平成14年8月～平成15年3月）によりとりまとめられた『戸田市市民活動推進基本方針』の「市民・市民活動団体・市が協働で促進する重点施策」です。

この中では、4つの重点施策が掲げられており、1つ目は「活動拠点の整備」、2つ目は「情報ネットワークづくり」、3つ目は「市民活動の活発化」、4つ目は「協働をすすめる体制の確立」となっています。

以上の4つの重点施策のうち、1つ目の「活動拠点の整備」については、平成18年7月に『戸田市ボランティア・市民活動支援センター』（以下「支援センター」という。）がオープンすることにより一定の成果を得ることができました。

2つ目の「情報ネットワークづくり」については、平成17年4月に『戸田市民活動支援サイト』（以下「支援サイト」という。）が開設されるに至りました。同サイトは、支援センター開設後には支援センターの公式ホームページとして位置づけられ、今に至っています。

このように、活動拠点の整備と情報ネットワークづくりに関しては、第1期戸田市市民活動推進委員会と各専門部会の働きにより、ハード面では一定の成果を得ましたが、これらを活用するための組織体系等ソフト面の整備が課題となっており、第2期戸田市市民活動推進委員会での審議事項となりました。

3つ目の「市民活動の活発化」については、助成金や基金、ボランティア保険など、市民活動を資金面でサポートする方策について、他の自治体の事例を調査すると共に、今後の展望について話し合われました。

4つ目の「協働をすすめる体制の確立」については、支援センターが協働の推進役となり、行政と市民活動団体との協働による事業を創出する仕組みについて検討しました。

本推進委員会の解散後、本推進委員会が担ってきた戸田市の市民活動推進のための事項を審議する役割を、どのような組織が担うのかについても、重要な議題となりましたが、本推進委員会解散後は、市民活動にかかわる審議については基本的に戸田市ボランティア・市民活動支援センター運営委員会（以下「センター運営委員会」という。）に委ねるという結論に至りました。今後、支援センターが市民活動の拠点として定着し、市民社会形成の一助を担うことを期待したいと思います。

2 戸田市市民活動推進基本方針の概要

本推進委員会での審議の前提となった、『戸田市市民活動推進基本方針』において掲げられた「市民活動推進の基本理念と目標」及び「市民・市民活動団体・市が協働で促進する重点施策」の内容は、次の通りです。

2.1 市民活動推進の基本理念と目標

(1) 基本理念

行政が、市民活動団体の自主的かつ主体的な活動を支援し、市民活動団体・企業・行政がパートナーシップを構築することにより、人々の暮らしを支え、人と人、人と自然との生き生きとした豊かで住みよい社会の実現を目指します。

①基盤整備の促進

市民活動団体は、自発的に様々な問題や市民ニーズをとらえ、迅速な対応をするなど、新たな公益的サービスの担い手として成長してきています。

しかし、まだ情報収集・活動場所・活動資金など、活動のための基盤が弱く、行政からの支援が必要と思われることから、活動の促進に向けた基盤の整備が必要です。

②パートナーシップの促進

市民活動団体・企業・行政が、目的を共有し力をあわせることにより、多様な公益的サービスを生み出すことができます。パートナーシップの促進にあたっては、相互理解、目標の共有化、対等性、自主性・自立性の尊重などの原則に基づき、関係を築いていくことが大切です。

(2) 基本目標

市民活動が市民にとって身近で継続的な活動として広がり、行政等の支援・協力により社会的に承認され定着していくには、市は次のような取り組みが必要となります。

- ① 市民活動が継続的に行えるための基盤づくり
- ② ネットワークのためのパートナーシップの形成

2.2 市民活動推進のための4つの重点施策

(1) 情報ネットワークづくり

市民活動に関する情報を結ぶネットワークづくりにおいては、様々な広報媒体を活用することが重要です。活動状況や事業内容、ボランティア募集、紹介等を掲載し、それを見ればいつでも誰もが最新の情報を得ることができ、活動に参加するきっかけづくりとなります。

市民活動団体にとって、情報は活動のための重要な資源であり、自ら情報を収集・発信しながら、ネットワークづくりの主体となっていくことが大切です。

また、市はネットワークづくりへの支援として、市民活動をPRしたり、市民と市民活動団体を結びつける機会をつくり、ネットワーク形成のためのきっかけづくりなどをしていくことが必要です。そして、情報の信頼性を確保することも重要な役割となります。

なお、施設としての活動拠点を整備する際には、情報の収集・発信の拠点としての位置づけにも十分に配慮することが大切です。

(2) 活動拠点の整備

市内で活動する団体は数多くあるものの、活動領域が異なる分野の団体が交流・連携することが少ないように見受けられます。市民活動が発展していくためには、各団体の連携が必要であり、お互いに情報の交換を行ったり、活動の場を共有できるような活動の拠点が必要です。そこでは、誰もが活動のために自由に利用できるような形態を整え、オープンスペース、パソコン、印刷機、ロッカー、メールボックス等が用意されていることや、情報の収集・発信機能、相談機能、ネットワーキング機能を整えたものが考えられます。

施設としては、既存の公的施設の活用や、新しく建設される施設の一部利用等、市側の整備が必要ですが、運営方法は市民活動団体自らが主体となって運営していけるような体制づくりが望まれます。

(3) 協働をすすめる体制の確立

協働を促進するためには、市の政策立案・事業計画への市民参画を進めるとともに、会議録の公開や広く市民の意見を募集するなど、開かれた市政を推進していくことが大切です。また、市民・市民活動団体が実施する事業の共催や後援をしたり、事業委託を進めるなど、協働事業を創り出していくことが必要です。

なお、市の基本姿勢として行政全体が協働の促進に取り組んでいけるよう、庁内の推進体制を充実し、連絡調整機能を持った組織づくりをしていくことが必要です。

さらには、市民活動の推進やパートナーシップの促進等の事業について評価する市民と行政の合議組織づくりを目指し、評価体制を確立していくことも今後重要となります。

(4) 市民活動の活発化

市民活動団体にとって、活動を活発化していくには、資金の確保が重要な課題となります。会費や寄付、事業収入、民間団体からの助成金などに加え、市からの資金的な援助を望んでいます。

そこで、市においては、資金等の助成、融資、税の減免、市民活動保険制度などについて検討していく必要があります。

また、市民活動を活発化し、活動を支えるシステムの例として、地域通貨が最近注目されています。地域通貨は、一定の地域や仲間内で、値段の付けづらい手助けや環境、福祉、教育、文化などに関するやりとりをした際のお礼として使われるエコマネーや、LETS（地域交換取引制度）、タイムダラーなどの事例があります。

地域通貨によって、市民が無理なく社会に貢献する機会が得られたり、地域の人的な交流を促進したり、市民活動を活発化していくことが期待できます。

なお、地域通貨の運用にあたっては、目的を明確にした上で、市民活動団体などが主体となった組織で運営することが望ましく、市は情報の提供やきっかけづくりなどの役割を果たすことが大切です。

地域通貨とは

ある特定の地域内で、現行の法定通貨では表現することが困難な社会的価値、あるいはコミュニティ独自の価値を交換・流通させるための媒体です。地域通貨は、ボランティア活動等の対価として受け取ったものは自分が人にサービスを頼むときに使うことができます。

地域通貨は、市民同士の助け合いや思いやりの気持ちを大切にしているものです。

3 市民活動の概念

『戸田市市民活動推進基本方針』においては、「市民活動」とは「不特定かつ多数のものの利益の増進を目的とし、市民が主体となって社会的な課題の解決に取り組む、営利を目的としない活動」をいうと定義されています。

また、「市民活動団体」については、「任意の市民活動団体やボランティア団体、NPO法人」を対象とするものとしています。

しかしながら、本推進委員会においては、市民活動団体を以下のように位置づけ、様々な市民活動団体に対し、幅広い支援を検討するものとしします。

○「市民活動団体」とは

本推進委員会における「市民活動団体」とは、特定非営利活動法人（NPO法人）、NPO法人格を持たない任意の市民活動団体、ボランティア団体のほか、社団法人などの公益法人、同窓会・文化クラブ・スポーツクラブなどの共益団体、社会貢献を目的とする組合、町会、自治会、子ども会などの地域団体なども含むものとしします。

また、企業の社会貢献についても市民活動と考えます。

すなわち、営利を目的としない社会貢献活動にかかわる市民による活動を「市民活動」とし、組織形態にかかわらず、「市民活動」を行う団体を「市民活動団体」と考えます。

ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とするものは、対象から除きます。

第2章 情報ネットワークづくり

1 これまでの経緯

市民活動の活発化を支援するための情報ネットワークづくりに関しては、第1期戸田市市民活動推進委員会において審議し、「インターネットを利用した双方向型の市民活動支援・統合サイトを構築する」ことが決定され、構築後は『戸田市民活動支援サイト』として運用されました。

ただし、支援サイトの構築にあたっては、情報・IT技術に関する専門知識が求められるため、公募等による市民からなる戸田市市民活動支援・統合サイト専門部会（任期：平成16年5月～平成17年5月）を設置することとし、支援サイトの構築にあたっては同サイト専門部会が専門的かつ集中的な審議を行いました。

なお、同サイト専門部会における審議内容は、システム設計、支援サイトの管理運営やその他支援サイトに関して必要な事項です。

支援サイトの構築作業の過程につきましては、同サイト専門部会において、そのアウトラインや有すべき機能などについて専門的かつ多角的な観点から審議を重ね、支援サイト構築にあたっての仕様書を作成しました。

なお、支援サイトの構築時には、IT企業数社からの企画提案があったため、その選定にあたってはプレゼンテーション形式を採用し、各社のシステムを比較検討しました。

その結果、旭化成㈱の『元気365』のシステムを利用したサイト構築を実施することが決定されました。

なお、支援サイトが構築されるまでの構築と管理、構築後の管理運営は市内のNPO法人に委託しました。

そして、平成17年4月に支援サイトの一般公開に至りました。

支援センターホームページの機能

市民や市民活動団体（NPO）が、自らの活動状況やイベント情報を発信することができ、かつ助成金や他団体の活動状況などを収集することもできます。このような双方向性を利用することによって、情報の共有化を図り、ボランティア・市民活動の活発化を支援します。

主な機能としては、市民活動団体相互の意見交換ができる掲示板機能、助成金・講習会・イベントなどの情報掲載機能のほか、団体内の会員同士が連絡できる団体内メッセージ機能もあります。メッセージ機能については、メールアドレスを持っていない人でも情報のやりとりをすることができます。

サイト構築後は、ボランティア・市民活動団体の方々が活発に利用できるようなコンテンツの充実を図るとともに、円滑で安全かつ適正な利用環境を整備するための審議機関として、戸田市民活動支援サイト部会（任期：平成17年7月～平成19年7月）を設置しました。

同部会の主な役割としては、支援サイト管理運營業務委託事業者（NPO法人）に対して、支援サイトの運用・管理状況（登録団体の管理、掲載内容の管理など）を確認し、問題点が発生した場合には審議することが挙げられました。そして、その際に得られた経験と知識を蓄積することによって、今後の支援サイト運用のためのマニュアルの作成を行い、平成19年7月に支援サイト管理運営における操作マニュアルと、支援サイトの利用における基準等を定めた運用マニュアルを完成させました。

この作業完了をもって、同サイト部会が担ってきた機能をセンター運営委員会に移行し、発展的解散をしました。

なお、これまで同基本方針に掲げる4つの重点施策のうち、最先行して構築された支援サイトですが、平成18年7月に拠点施設が整備されたことに伴い、拠点施設と連携しながら情報ネットワークづくりを促進することによって、ボランティア・市民活動の活発化に向けた相乗効果を目指し、拠点施設のホームページとして移行し、現在に至っています。

トップページの画面

2 今後の課題

2.1 支援センターホームページ利用者の拡大

支援センターホームページを利用する方は徐々にではありますが、増加傾向にあります。しかし、登録団体数や一日あたりの平均アクセス数が100件を超えていないことを鑑みますと、必ずしも多くの市民に周知され、活発に利用されているとは言えない状況にあります。

本推進委員会においては、ボランティア・市民活動を行う方々が、支援センターホームページの便利な機能を活用し、有益な情報を得、また発信出来るようにするための方策について審議を重ねてきました。

そして、サイト上における技術面については、カテゴリーごとに特集記事を掲載できるようにするなどの改善を図ってきました。

今後は、サイト上のコンテンツの充実とともに、支援センターホームページのPRに努める必要があります。

また、これに関連して、市・支援センター・サイト管理運營業務委託業者による良好な協力・連携関係を継続しながら、支援センターホームページの利用促進を積極的かつ主導的に実施するための組織づくりも重要な課題になると考えられます。

ホームページの利用促進にあたって、本推進委員会において審議をしたところ、次のようなアイデアが提出されました。

- 『toco バス』などの公共の交通機関や施設への広告掲載
- 『広報戸田市』に掲載依頼した団体に対し、ホームページへの情報提供も働きかけるとともに、同ホームページへの登録・掲示板利用を図る。
- 市内の公民館所属団体への登録・掲示板利用を働きかける。
- 町会・自治会や商工会との連携を図り、地域におけるコミュニティや経済情報の発信・収集に努める。

2.2 市・支援センター・サイト管理運営業務委託業者の役割分担と調整

利用者に繰り返し訪れてもらえるようなホームページづくりのためには、常に最新情報の提供に心がけることはもちろんのこと、定期的にデザインを更新することにより利用者の注目を集めたり、利用者にとって使いにくい点を改善したりする必要があります。

このため、同サイト部会は、ウェブサイトを利用した情報掲載基準や運用についての審議のほか、このような技術面における改善策の検討と実施を担ってきました。同サイト部会解散後においては、技術的な問題については、市・サイト管理運営業務委託業者・システム提供業者の3者において対応するものとし、管理運営に関する方針や運用基準の審議・決定については、センター運営委員会がその任を担うことになりました。

しかしながら、センター運営委員会の開催頻度は月1回であるため、支援センターホームページの管理運営について、専門的な知識をもって迅速に課題の解決に当たるためには、現状の体制は必ずしも最適であるとは言えません。

したがって、円滑かつ迅速な対応を行うことが出来るよう、支援センターホームページの管理運営については、現体制の見直しを検討する必要があります。

その際、市・支援センター・サイト管理運営業務委託業者の3者は、それぞれの役割分担とその権限及び責任の所在を明確にする必要があります。

なお、本推進委員会では、支援サイトが支援センターの有する機能の1つと位置づけられた以上、支援センターホームページに関する事項の最高意思決定機関としての機能はセンター運営委員会が担うべきとの意見と、支援センターが市の直轄事業である以上、より積極的に同ホームページを運用するためには、市民活動団体へ大幅に権限を移譲したほうが良いとの意見が出されました。

2.3 支援センターホームページと企業との連携

ボランティア・市民活動を活発化させるための方法の1つとして、企業における社会貢献活動の活用が挙げられています。企業においては、年々、地域に対する企業利益の還元が活発になっており、昨今では助成金制度の設立や地域活動への参加など、企業の持つ資金力と行動力に注目が集まっています。

このように、営利目的ではなく、社会貢献を目的とする活動を行う企業との連携について、今後は積極的に検討していく必要があると考えられます。

また、これまでは「ボランティア・市民活動は無報酬」との考えが一般的でしたが、ボランティア・市民活動が持つ可能性が期待されている状況において、地域経済の発展に繋がる活動も「市民活動」として認知されるようになりました。そして、特定非営利活動促進法の整備によって、市民活動団体が収益事業を行うことが広く一般に認められるところとなり、ボランティア・市民活動の活発化と地域経済活動の活性化は密接な関係になりつつあります。

このような観点から、地域の飲食店や商店におけるセール情報などを支援センターホームページに掲載することも適切と考えられ、これにより、地域の経済活動は活性化し、同ホームページの利用者は増加するものと期待されます。

しかしながら、支援センターホームページは、ボランティア・市民活動を支援するための公的ウェブサイトであるという性格上、情報掲載における公平性・公益性などを勘案しながら、慎重に対応していく必要があります。今後の課題となっています。

また、支援センターホームページへの広告掲載についても、同ホームページの認知度が依然低いことや、同ホームページへの掲載によって得られた収益がそのままボランティア・市民活動の活発化に向けた事業費として活用できないことから、やはり今後の課題となっています。

したがって、次項については、センター運営委員会において、引き続き審議検討されることが望まれます。

- 市内に立地している企業等の情報掲載のあり方
- 支援センターホームページ上における有料広告（バナー広告）掲載のあり方

2.4 広範な情報ネットワークの形成

情報ネットワークづくりの柱であるサイト構築については、一定の成果を得ることはできましたが、全ての市民が日常的にインターネットを利用する状況には至っていません。

このため、支援センターホームページの活用だけではなく、従来の情報伝達手段についても更なる積極的な活用が求められます。

この従来の情報伝達手段には、紙媒体である情報紙や、情報ネットワークの基礎である、「人と人との直接的な交流」が挙げられます。

(1) 既存の情報紙の活用と、支援センター独自の情報紙の発行

紙媒体である情報紙に、市で年1回発行している『TOMO』があります。今後は、支援センター独自の情報紙として位置づけ、この発行回数を増やすことなどを検討する必要があると思われます。

また、『TOMO』以外の情報紙に、市内にほぼ全戸配布されているため、強力な情報伝達力を有する『広報戸田市』や戸田市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が発行する『ボランティアセンターだより』などがあります。そのほか、各市民活動団体が独自に情報紙を発行している場合もあります。

今後においては、個別に発信されていた既存の情報紙と支援センターとの連携と協力関係の構築に努め、ボランティア・市民活動に関する情報の発信を活発化していくことが必要と思われます。

(2) 支援センターのコーディネート機能の充実と、より広範な情報ネットワークの構築

人と人との直接的な交流については、「活動と交流ができる場」と「情報の発信と収集のできる場」として整備された支援センターに大きな期待が寄せられています。

支援センターにおいては、情報掲示板や団体情報ファイルなどの基本データ類の充実を図る一方、人と人、団体と団体を繋げるためのコーディネート機能も充実させる必要があります。そして、コーディネート業務ができる人材の確保と育成が大きな課題となっています。

今後、人・物・情報を有機的に繋げ、より広範な情報ネットワークを形成していくためには、支援センターのスタッフによる積極的な活動が期待されます。

第3章 活動拠点の整備

1 これまでの経緯

第1期戸田市市民活動推進委員会では、活動拠点の整備に当たって、「市民活動を行う拠点施設として、どのような物品が必要か、どのようなサービス提供が必要か」などの審議を行いました。拠点施設の整備については、より綿密な審議が必要であると判断し、公募等による市民からなる戸田市市民活動拠点施設専門部会（平成16年9月～平成18年3月）を設置しました。この専門部会では、市民活動経験者をはじめとする多くの方からの意見や、先進地視察を通じて得られた好例などを参考にしながら、集中的かつ専門的な審議を行い、この成果として、『戸田市市民活動拠点施設専門部会答申書』を作成し、平成18年3月30日に市長へ答申書として提出しました。

平成18年7月1日に、市民・社協・市による3者共同運営による『戸田市ボランティア・市民活動支援センター』がオープンしました。

なお、詳細については、参考資料1（48ページ）をご参照ください。

戸田市ボランティア・市民活動支援センター

『戸田市ボランティア・市民活動支援センター』は、ボランティア・市民活動に関する情報収集・発信の場に加え、人的交流の場すなわちボランティア・市民活動団体間のコミュニティの場として広く提供するものです。

支援センター内には、会議室、パソコン、印刷機など作業に必要な機器類が整備されており、センタースタッフが、市民活動に必要な情報提供やボランティアコーディネート業務等のさまざまな相談に対応しサポートをいたします。

また、支援センター内には、キッズコーナーや授乳室も整備されているので、小さなお子様をお持ちの方でも気兼ねなくボランティア・市民活動に携わることができます。



2 支援センターの役割

ハード面としての支援センターは設置されたものの、支援センターが地域コミュニティにおいてどのような役割を担い、人的にどのようなサービスを提供するのかといった、ソフト面の問題に関しては、多様なあり方が期待される一方で、一致した目的設定がなされてきませんでした。

このような課題に対処し、あるべき支援センターの姿の参考とするために、本推進委員会では毎年他の自治体のコミュニティセンター施設等の視察を行ってきました。

平成15年度に視察しました鎌倉市の『鎌倉市市民活動センター（NPOセンター鎌倉）』では、公設市民運営による市民主導による運営を行っています。運営主体である市民は、市内の市民活動団体の代表者が集まってNPO法人を組織し、運営に携わっています。また、独自の活動助成金を設けており、『NPO支援かまくらファンド』を運用しています。

平成16年度に視察しました我孫子市の『我孫子市ボランティアセンター』（現あびこ市民活動ステーション）では、市民・社協・市の3者共同運営を行っており、また補助金の全面的な見直し（市民審査）、ボランティア保険の整備（市が負担、市民は無料）を先進的に推進しています。

平成17年度に視察しました『川口ボランティアサポートステーション』（現かわぐち市民パートナーステーション）では、市直営方式の運営を行っています。助成金制度を設けているほか、各種のイベントの企画立案、そして実施に至るまで、市職員が直接的に携わっています。

平成18年度には、助成金制度やボランティア保険制度が整えられ指定管理者制度の適用を受けている、『かわさき市民活動センター』を視察しました。同センターでは常勤で20余名のスタッフがおり、市民記者や市民防災リーダーを育てるための研修会などを定期的を開催しています。

上記の視察を踏まえて、本市に適した、気持ちの通い合うような支援センターのあり方を模索すべきである旨が話し合われました。その結果、本推進委員会で提案された支援センターのあり方に関する方向性は、次のようにまとめられます。

■戸田市ボランティア・市民活動支援センターの活動内容

- 支援センターは中間支援組織として、
行政と市民・市民団体との間にたって協働を支援し、
また、市民活動団体の活動を支援するものです。

その役割は、

- 行政と市民活動団体との協働を助け見守ることです。
- 市民と市民活動団体へ行政の縦割りを越えた情報提供を行うことです。
- 市民活動団体運営に関わる相談受付窓口となることです。
- 市民活動団体の活動や情報発信を支援することです。
- 人的交流の機会を広げることです。

具体的には次のような活動を行っていきます。

- 市民活動団体からの相談を受け、協働に関する市との協議の場を取り持ちます。
 - 市民活動団体と市との協働事業の結果報告を受け、その情報を開示し、市民の意見を募集し市へ伝えます。
 - 市の関係各課へ積極的に働きかけ、市民活動に関わる情報提供を促し、市民および市民団体へ紹介します。
 - 市民活動団体運営に関わる相談を受け、市などの支援策に関する情報を提供し専門家による対応を実現します。
また支援体系を整備するため、市に働きかけます。
 - 市民活動の後援等を行います。
 - 市民サロンなどのイベントを企画し団体間の交流を推進します。
 - 市民向けの講座やシンポジウムなどを開催し、市民が市民活動に関わるきっかけ作りをします。
 - 支援サイトや市民活動情報紙「TOMO」を活用し、市民活動団体情報を発信します。
 - 助成金など活動資金支援情報を提供し、市民活動の活発化を促します。
- センタースタッフは、
このような活動を互いに報告・連絡・相談しながら、自ら積極的に実行する「協働コーディネーター」「市民活動コーディネーター」です。
- センタースタッフは、
このような活動を可能とするため情報収集や自らの技能向上に努め、市はスタッフへの研修機会の提供等を通じてこれを援助します。

3 支援センターの組織体制

3.1 支援センターの組織体制の整備

支援センターは現在「市民・社協・市」の「3者共同」による運営体制をとっており、その意思決定機関は『戸田市ボランティア・市民活動支援センター運営委員会』が担っています。しかしながら、支援センターの運営に関する意思決定に支援センターに登録している個人とセンター登録団体の意見が反映される仕組みは、十分に整っているとはいえない状況にあります。

一方、センター運営委員会が決定した事項の実施主体は、センタースタッフであることから、センター運営委員会とセンタースタッフとの連絡や意思統一が必要になります。しかしながら、月1回程度審議されるのみである委員会組織がセンタースタッフの指示系統として十分機能することは難しく、さらに、センタースタッフは「社会福祉協議会」「NPO法人」「サポートスタッフ」のそれぞれから構成されていることから、センタースタッフ内の指示系統も不明瞭であることが問題として挙げられています。

したがって、今後支援センターが、利用者であり市民活動の担い手である市民活動団体等の意見を反映し、目標に沿って合理的かつ効率的な事業展開をしていくためには、

- (ア)支援センター運営に関わる市民の核となる組織の組織化
 - (イ)センター運営委員会とセンタースタッフとの責任分担の明確化
 - (ウ)センタースタッフの人員配置・勤務体系の見直し
- について検討する必要があると考えられます。

これらについて、本推進委員会で審議された内容は以下のようにまとめられます。

(1) 支援センター運営に関わる市民の核となる組織の組織化

支援センター運営に関わる“市民”の核となる組織を形成するため、支援センターに登録している個人と支援センター登録団体による「協議会」を設けることを提案します。

協議会の会員（市民活動団体等）は、支援センターの運営に主体的に関わるものとし、センター運営委員会（定例審議会）の委員は、協議会から意見や要望を汲み取り審議を行うものと考えます。

(2) センター運営委員会とセンタースタッフとの責任分担の明確化

センター運営委員会は、支援センターの意思決定機関であり、センタースタッフより提出された議題の審議や事業計画の策定を行うものです。

一方、センタースタッフは、センター運営委員会の指示・監督の下、庁内連携体制の推進・市民活動支援の実践を行うものと考えられます。

この関係を円滑にするためには、支援センターがセンター運営委員会(定例審議会)に対し、報告および議案提出を行うことが有効であると考えられます。

なお、定例審議会の負担を軽減するため、特定の事項(たとえば、庁内横断的な協働事業の推進や助成金制度、保険制度など)に関する審議は、センター運営委員会(定例審議会)の判断により、センター運営委員会の専門部会を設けて審議することが出来る組織体制の整備も必要と考えられます。

(3) センタースタッフの人員配置・勤務体系の見直し

センタースタッフには、市民活動に関する深い知識と経験を有することや「自らが考え、行動すること」が求められます。したがって、優秀な人材を確保・育成してゆくことが必要です。このためには、スタッフの人員数や勤務体制を再検討することが必要と思われれます。

具体的な提案としては、以下の事項が挙げられます。

- センタースタッフの勤務体系を現在より常勤に近いものとしします。
- センタースタッフに対し、社協は人材やノウハウを提供し、市は予算を実行することにより人材育成を支援するものとしします。
- センタースタッフを、市民活動団体を支援する役割を主に担う「市民活動コーディネーター」として位置づけ、各人が担当する市民活動分野などを定めます。これにより、「市民活動コーディネーター」が、担当分野における明確な権限を与えられ、目標に沿って自主的に行動できるよう、体制を整えるものとしします。
- センタースタッフの中に、市と市民活動団体との協働を推進する役割を主に担う「協働コーディネーター」の職務を新たに設けます。「協働コーディネーター」は、リーダーを助け、「市民活動コーディネーター」と協力して職務を遂行するものとしします。

以上に述べられた支援センターの組織体制について、簡略に示した図3-1を次頁に記します。

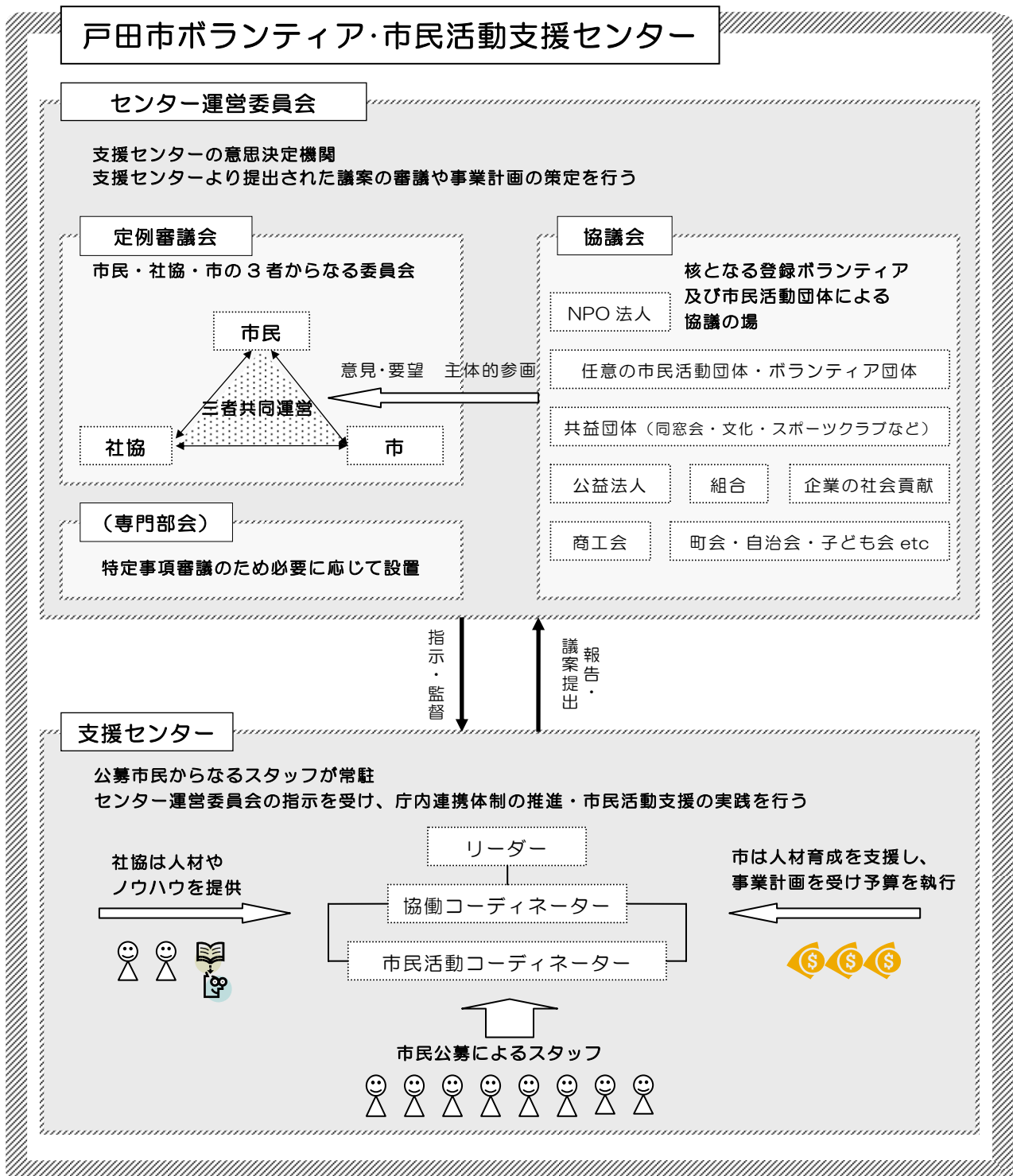


図3-1 支援センター組織図

3.2 将来の運営体制

『戸田市経営改革プラン～第4次行政改革～』において、支援センターは、平成22年度指定管理者制度導入を目指す施設として位置づけられています。しかしながら、現在の支援センターは組織として十分に成熟しているとは言いがたく、2年後に市民主体の組織として指定管理を受託することは困難であると考えられます。

一方、市において市民活動に資する人材を育成することの重要性を鑑みれば、支援センターの指定管理受託団体は現在の支援センターの延長線上に組織されることが強く望まれます。

支援センターは、独自に収益を上げるタイプの施設でないことや、少なくとも現在においては一施設しかなく、市の指導の基準となる施設が別に存在しないこと等をあわせ考えると、必ずしも指定管理者制度適用にこだわらず、現在の三者共同による運営体制を継続しつつ、組織や人材の熟成を待つことも選択肢の一つと考えられます。

いずれにしても、指定管理者制度の導入にあたっては、現在の運営体制との比較において、双方におけるメリット・デメリットを十分に勘案した上で判断する必要があり、当面は、「三者共同」による運営体制を継続することが適切と思われれます。

3.3 支援センターホームページおよび地域通貨の運営と支援センター

支援センターの運営を現在の3者共同運営で継続した場合、市の直轄機関であることから、収益性のある事業の運営を積極的に進めにくいところがあります。

したがって、地域通貨や支援センターホームページのように、広告掲載や企業との連携により独自の事業収益を上げることが出来ると考えられる事業については、柔軟性や積極性をもって運営できるよう市民活動団体に事業運営の全て、あるいは一部を任せることが適切と考えられます。

このような事業については、協働委託事業として市民活動団体へ委託し、市民活動団体に適正な委託費を支払うことが大切です。協働委託事業を任せるとのできる市民活動団体の不足も懸念されますが、人材支援を行うなどにより、自主事業を行うことの出来る市民活動団体を育成することも重要です。

一方で、地域通貨や支援センターホームページについては、支援センターの直轄事業として運用すべきであるとの見方もあります。

地域通貨は、善意のサービスの交換に利用されることがその第一目的といえますが、お手伝いの提供者と需要者とのマッチングが、現在、地域通貨の運用にとって大きな課題となっており、支援センターがそのマッチング機能を担うよう期待されています。

いずれにせよ、地域通貨と支援センターホームページは、その連携により様々なコミュニティビジネスを創出する可能性を秘めており、積極的な運用のための仕組みをいかに整えるべきか、以下のような項目を検討し、議論を深めてゆくことが必要です。

- センタースタッフが、ボランティアの人材登録情報を管理し、ボランティアを必要としている人から活動の依頼を受け、ボランティアに情報伝達する役割を担うとした場合の具体化方策。
- ホームページの既存システム（サービス欄、掲示板、特集、マッチングシステム等）を活用したマッチングの活性化方策。

第4章 協働をすすめる体制の確立

1 協働をすすめることの意義

市民生活に必要な「公共サービス」は、近年では主に行政と企業が担ってきました。しかしながら、均等なサービスの提供が求められる行政と利益を追求すべき企業だけでは、複雑化・個別化する課題に迅速に対応することが困難であることが明らかになってきました。

行政が行ってきた「公共」の仕事には、個人情報や公権力にかかわるなどの理由から、行政が行政のみで行うべき仕事もありますが、市民との協働により実施した方が、市民の需要によりの的確に答えることができ、効率的な成果が上げられると考えられる仕事もあります。

とりわけ高齢化社会の進展に伴い、行政だけでは担いきれないサービスが増加している福祉分野では、その担い手として、市民活動団体に期待がかけられています。

また、近年公共事業の是非をめぐり、市民の需要と行政によって提供されるサービスの間のギャップが問題視されるようになったことから、市民との協働により市政を進めることにより、このギャップが埋められ、市民の市民による市民のための市政が実現されるものと期待されています。

そのほか、団塊世代の退職に伴い、シニアの地域社会での活動の場を早急に整える必要があることや、新たに転入された住民の地域社会への定着、災害対策といったコミュニティ課題を解決するためにも、市民活動団体と市との協働が求められています。

このような社会的背景から、本推進委員会では、市民活動団体と市との協働をすすめるための枠組みを検討してきました。

市民活動団体と市とが、共通課題解決に向け協働することにより、それぞれが保有する資源が効果的に投入・活用され、市民ニーズにきめ細かく対応した公共サービス（市民サービス）の提供が可能となること、そして、同時に市民活動団体の活動がより活発なものとなり、市民が‘わがまち’としての愛着を覚える魅力的な地域社会の形成に結びつくことを期待します。

2 協働をすすめるためのルール

協働の形態の一つに「協働事業」があります。市民活動団体の創意工夫を市政に活かし、市民の目線を大切にしたサービスを提供するため、近年市民活動団体との協働事業は、行政において重要な役割を占めるようになって来ています。

一方、市民活動団体と市の双方とも、協働事業を行うということだけで満足してしまうと、サービスの受け手である第三者が協働の成果をどう評価しているかという視点を失い、自己満足に陥るおそれもあります。

したがって、市民活動団体と市とが協働事業をすすめるにあたっては、「協働をすすめるためのルール（＝約束）」を定め、市民活動団体、支援センター、市の各々がそれぞれ自分を律すると共に、市が市民活動団体との協働事業を推進する際の前提条件とし、又、事業実施後の自己・客観評価の基準とすることが提案されます。

なお、この「協働をすすめるためのルール」の内容については、センター運営委員会が最終的に決定し、共通認識をもとに、市の各部署において、より積極的な運用を図ることが期待されます。

資料4-1 協働をすすめるためのルール（案）

① 目的・目標の共有

市と、市民活動団体とは、サービスの受け手である市民の利益を常に考慮し、何のために協働するのかという「目的」と、事業の最終成果の「目標」を明確にした上で協働をすすめます。

② 公平性の確保

市と支援センターは、参加機会の平等に留意し、新しく市民活動に参加しようとする市民や市民活動団体が入りやすい体制・環境を作るよう配慮します。また、特定の市民活動団体のみが優遇されたり、特定の分野や範囲に偏ったりしないよう配慮して協働事業をすすめます。

③ 公正性・透明性の確保

市と支援センター、そして市民活動団体は、公金を使用する場合、市民全体に対する説明責任を果たす義務があることを熟慮し、適正な事業計画の策定、会計処理、事業報告を行います。

④ 公共の福祉の増進

市と支援センターは、公共の福祉の視点から地域社会に必要とされている事業を優先的・積極的に進めます。

⑤ 相互理解

市と市民活動団体は、互いの立場や役割を尊重し、対話により、相互理解の促進と相互の信頼関係の形成に努めます。

支援センターは、市と市民活動団体との相互理解の助け手となるよう努力します。

⑥ パートナーシップの醸成

市と市民活動団体とは、委託や補助などの形態に関わらず、互いに協力し合うパートナーとして協働をすすめます。市が、市民活動団体を下請けとして安易に利用したり、逆に市民活動団体が市に対し威圧的に振舞うような関係であってはなりません。

⑦ 自律性の確保

市と市民活動団体は、役割分担と責任の所在を明らかにしたうえで自らを律し協働をすすめます。互いに責任をあいまいにしたり、もたれあいになるような関係であってはなりません。

⑧ 情報公開と評価の実施

市と市民活動団体は、協働事業計画とその結果を開示し、支援センターはこれを市民に公開し、第三者から協働の評価を受けます。これにより、サービスの受け手である市民の納得が得られる、より良い協働を目指します。

3 協働事業のあり方

3.1 協働事業と支援センターの役割

支援センターはそれ自体が市民・社協・市の協働事業であり、市民活動団体の活動を支援するための事業を自ら行うことも出来ますが、基本的な位置づけは中間支援組織であり、一義的には市民活動団体と行政との協働を支援することを優先させたいと考えています。

つまり、たとえば市民活動を活性化させるための講演会を行いたいと考えた場合、自主事業として行うよりむしろ、目的を共有する市民活動団体からの事業提案を募り、当該市民活動団体の自主性と創意工夫を尊重しつつ、支援センターはノウハウを提供し、市からは助成予算を提供するという方法を優先させます。

支援センターが協働事業を独占するのではなく、より多くの市民活動団体の自主的・自発的な活動を支援することが重要です。

このような視点から、支援センターは市民活動団体と市との協働事業を拡充、普及させていく担い手となることを目指し活動していきます。

協働の形態には様々なものがあり、たとえば委員会への市民参画も協働の一形態ですが、ここでは、支援センターが優先的に関わり推進すべき協働事業に限り、その形態を区分した上で、それぞれの課題を整理します。

3.2 協働事業の形態と課題

(1) 協働型委託事業

市が実施すべき事業のうち、市民活動団体に委託して実施するほうが望ましいと考えられる事業については、委託事業とすることが考えられます。このような委託事業の事例としては、支援センターホームページの管理運営が挙げられます。

支援センターホームページの管理運営業務委託事業者は、現在、市内のNPO法人の中からプレゼンテーション方式でセンター運営委員会により選定され、支援センターとの連携において事業がなされています。

もっとも、支援センターホームページの管理運営に関しては、センタースタッフの拡充と合わせて支援センター事業として内部化したほうが良いとの意見もあります。この場合でも、同ホームページのデザイン変更やIT講習会など、市民活動団体の専門性が活かされる分野については、積極的に市民活動団体との協働事業化に努めることが望ましいと考えられます。

支援センターは、市と市民活動団体とが契約締結を行う際に立ち会い、協働事業の内容や相互の責任分担等を確認すると共に、事業の結果を情報公開する役割を担い、市民活動団体の相談に応じ行政と調整することを通じ、円滑な協働事業の進行をサポートすることなどが考えられます。

(2) 補助金・助成金事業

市の予算は積み上げ式となっており、何らかの協働事業を企画する場合、前年度から事業計画を立て予算を確保する必要があります。この方法では、市民活動団体から協働事業の発案があってもタイムリーに予算支出することが出来ません。このため、補助金・助成金事業としての予算枠を確保し、独自の運用を可能とすることが求められます。

このような補助金・助成金事業の事例としては、社協が市からの委託により運用している『やさしいまちづくり応援助成金』制度があります。これは、地域福祉の充実のため市内で活動を行う団体が新たに実施し、また、継続性の期待できる地域福祉推進事業に対し、助成金を交付するものです。

ボランティアセンターが支援センターに統合された今、当助成金の運用も支援センターへ移設し、助成範囲については地域福祉に限定せずより広く市民活動を支援するものとする、応募期間を限らず柔軟な対応を可能とすることが期待されます。

なお、対象団体の審査については、社協のノウハウを活かしながら公正な審査がなされるよう十分配慮して制度設計を行う必要があります。

(3) 共同型事業

市民活動団体と市とが互いに人材と資材等を出し合い、まったく対等な関係に立って共同して実施する事業を共同型事業と呼ぶことが出来ます。

この事例としては、市内の市民活動団体を中心に、本推進委員会を含む複数の団体が主催し、実行委員会方式で行われた『とだ防災キャンプ 2006』（市は後援）や、同じく実行委員会方式で協働モデル事業として行われた支援センターの1周年記念事業が挙げられます。

共同型事業において、支援センターは事業の実施主体として人材と資材等を提供したり、市民活動団体と市との調整役として、市に人材と資材等の提供を依頼・調整したりします。

また、他の市民活動団体との連携を促し、市民に参加を呼びかける情報提供者としての役割を担います。

個々の共同型事業の経験は、支援センターが関わることにより、市民共有のノウハウとして蓄積され、次の協働事業に活かされることが期待されます。また、支援センターは、行政や市民活動団体等に協力を呼びかけ、行政と市民との間に、また市民相互間により広範な協力体制が築かれるよう働きかけていきます。

(4) 後援等

市民活動団体が事業を実施する際、事業の信用が高まる等の効果を期待して、市に後援等の申請をする場合があります。支援センターは現在の3者共同運営方式においては、協働事業にかかわる市の直営窓口でもあることから、今後『戸田市ボランティア・市民活動支援センター』の名称で、積極的に後援等を行ってゆきたいと考えています。

しかしながら、事業内容を審査することなく安易に後援等を行った場合、支援センターの信用の失墜にもつながりかねないことから、支援センターは早急に後援等に関する名義の使用承諾基準を作成する必要があります。

なお、後援等に関する名義の使用承諾基準においては、後援等の内容を、共催、協賛、後援に分け、わかりやすく用語を定義することが必要になります。後援・協賛・共催（後援等）の別について、本推進委員会では次のような定義が議論されました。

○後援

市民活動団体等が実施する事業が、営利を目的としない社会に貢献する活動であると認められる場合に、支援センターが、市民活動団体の申請に基づいて『戸田市ボランティア・市民活動支援センター』などの後援等の名義の使用を認めるものです。

○協賛

市民活動団体等の実施する事業が、後援と同様の要件を満たしており、その事業が、支援センターの施策と合致すると認められる場合に、支援センターが、市民活動団体の申請に基づいて後援等の名義の使用のほか、物品などの提供、貸与などを行うものです。

○共催

市民活動団体と支援センターが、それぞれが主催者となり共同で一つの事業を行う形式や、市民活動団体と支援センターが新しい一つの組織を立ち上げ、そこが主催者となって事業を行う実行委員会形式での協働事業が想定されます。共催の場合、支援センターは主催者に名を連ね、市民活動団体と対等な立場で協議し、資材・人材・物品などにおいて必要な協力を行います。

後援等に関する名義の使用承諾基準には、そのほか

- (ア)対象外となる事業内容
 - (イ)申請手続き
 - (ウ)事業実績報告書による報告の義務付け
- 等を定める必要があります。

4 協働をすすめるための組織体制

『戸田市ボランティア・市民活動支援センター』の運営については、センター運営委員会が意思決定を行い、センタースタッフが実務を担うことが確認され、その手順が前章で提案されました。

一方、市民活動団体と市との協働事業の実施を促進することについては、どのような組織がこれを担うべきか問題となりました。

センター運営委員会は支援センターの運営について審議することを第一目的としており、さらに協働を推進するための審議をも行うことは難しい面があります。

しかしながら、市民活動の活発化のために何が必要であるかについては、市民活動団体や彼らに現場で接するセンタースタッフが最もよく理解しているものと考えられます。

したがって、センタースタッフの人員配置・勤務体系を見直すと同時に、センター運営委員会の中に必要に応じて専門部会を設置することによりセンター運営委員会に過大な負担がかからないようにしながら、市民活動団体と市との協働を推進する役割については、やはり、支援センターが担うものと期待されます。

なお、協働をすすめるための組織体制は、支援センターの内部だけで完結させるのではなく、支援センターが連携の推進役となることにより、様々な組織が結び付けられ、協働が円滑に行われる体制が全体として形成されることが重要と考えられます。

具体的には、

- センタースタッフが担い手となり庁内連携体制を推進することにより、市から市民活動団体への情報提供と人的・財的支援の流れを円滑にすること。
 - 市民活動団体と市との協働に関する市民の意見や評価を汲み上げる組織(市民評価組織)を別途設置することにより、サービスの受け手である市民の評価・意見を考慮しながら協働事業の推進を図ること。
- が、必要と考えられます。

したがって、庁内連携体制の推進と市民評価組織について審議された内容を以下にまとめ、章末にこれらの様々な組織や主体が、協働をすすめるために互いに担うべき役割とその仕事の流れをまとめた、フロー図(図4-1参照/31ページ)を示します。

4.1 庁内連携体制の推進

市民活動の活動分野に応じて関係する施策は、各分野を所轄する各課において個別に実施されており、そのため、分野が異なる同士の連携活動は活発に行われていない状況です。幅広い分野での協働事業を展開していく上で、各課で実施している施策について、市民への分かりやすい情報提供が望まれます。

このため、支援センターは各課との連携役、市民活動団体と行政との連携役として機能していく必要があるといえます。

具体的には、支援センターとセンター運営委員会とが出来ることから、各課間及び市民活動団体と行政との連携を進めます。

そして、このことについて集中的かつ専門的に推進するための組織が必要であれば、「(仮称)協働推進部会」をセンター運営委員会の関連組織として設置します。

更に広範囲な連携が必要とされた際には、庁内及び外部組織等から構成される委員会の設置を提案するなど、段階的に連携を進めることも考えられます。

最初に解決すべき課題は、庁内及び外部組織等からの情報提供です。この情報提供については、センタースタッフの仕事として、スタッフがそれぞれに担当を持ち、責任の所在をはっきりさせた上で強力で推進されることが期待されます。

センタースタッフが庁内及び外部組織等からの情報提供を推進するに当たっては、まず庁内及び外部組織等との協働事例を調査し、把握することからはじめる必要があります。このため、まずはセンタースタッフが庁内での協働事例をまとめた次ページのような表を作成することが有益と思われます(表4-1参照)。この調査をもとに、施策ごとにセンタースタッフの担当者を決め、センタースタッフの担当者が常に行政担当者との情報交換を図ることにより、協働事業の円滑化及び庁内連携の体制づくりが促進されるものと期待されます。

表4-1 庁内及び外郭団体等との協働事業一覧表作成例

■総務部関連協働事業

	事業名	担当部署等	協働形態	対象 (団体名)	予算 科目	予算額 (千円)	事業目的・内容	市民・市民活動団体の関わり
1	戸田市コミュニティ推進委員会	コミュニティ推進課	委員会				自治会など地域コミュニティ全般について審議	戸田市コミュニティ推進委員会(市民公募、団体代表、町会代表など口名)
2	戸田市市民活動推進委員会	コミュニティ推進課	委員会				市民活動活性化方策の審議	戸田市市民活動推進委員会(市民口名)
3	ボランティア・市民活動支援センター	コミュニティ推進課 社会福祉協議会	共同型事業		運営費等	□□□	市民・市・社協による共同運営。市民活動団体(個人)を支援する。	3者による運営委員会(市民口名・市口名・社協口名) 公募の市民がスタッフとして従事
4	戸田市民活動支援サイト委託事業	コミュニティ推進課	事業委託	NPO法人 ITボランティアの会	委託料	□□□	戸田市民活動支援サイトの運営。	受託団体は戸田市のNPO法人から公開審査により決定。
5	地域通貨(戸田オール)	コミュニティ推進課	事業委託	地域通貨運営委員会	印刷費		地域通貨を利用した地域コミュニティの活性化	□□□
6	国際交流活動推進事業	戸田市国際交流協会					国際交流活動の推進	国際交流サロン、市内在住外国人との交歓会、国際交流団体助成、外国人による日本語スピーチコンテストなど
7	国際協力活動推進事業	戸田市国際交流協会					国際協力活動の推進	ホームステイボランティアの登録・紹介、通訳・翻訳ボランティアの登録・紹介、日本語教室、外国語講座、ボランティアの養成、国際交流推進活動員

■市民生活部関連協働事業

1	戸田市環境基本計画	環境クリーン室	委員会				戸田市環境基本計画の策定	市民懇談会(市民公募)、環境審議会
2	花ロード美女木	環境クリーン室	共同型事業				国土交通省が地域とともに道路の美化清掃を進めるボランティア・サポート・プログラム	美女木地区まちづくり協議会、NPO戸田EMピープルネット、美女木小、美谷本小、蕨警察署、一般企業、市職員が協働して、約550人で花苗10種類3万鉢を植栽
3	エコライフDAYとだ2007	環境クリーン室	後援	エコライフDAYとだ2007実行委員会			温暖化防止のための戸田市民活動	エコライフDAYの実施。エコライフチェックシートの記入に、市内小中高校生、市役所、民間企業、市民等、2006年度は20866人(市民の18%)が参加
4	環境は足元から	環境クリーン室					環境クリーン室が月1回発行する情報誌	□□□
5	戸田市環境フェア	環境クリーン室					□□□	□□□

4.2 市民評価組織

協働事業において透明性・自律性を確保するためには、市民活動団体と市の協働事業および支援センターの運営に関し、情報開示を求め、評価を行う組織が必要となります。

このため、センター運営委員会および支援センターとは別に、市民評価組織を設置することが考えられます。市民評価組織とは、サービスの受け手である市民が協働の成果をどう評価しているかを調査し、市民の意見を反映させる役割を担うものです。具体的には、市民アンケートを実施するなどにより、協働事業や支援センターについての市民の評価や需要を把握し、センター運営委員会に意見提出します。センター運営委員会は、市民評価組織の調査結果と意見を受けて、支援センター運営のあり方や事業計画、協働型委託事業及び補助金・助成金事業の見直し等を行います。

(1) 評価の対象

市民評価が扱う評価の対象は、支援センターの運営と、支援センターが調整役となり推進した協働事業のうちの委託事業と助成金事業等とします。

支援センターの運営について評価することは、特定の市民活動団体のみならず、広く市民一般からの評価を受けることにより、機会の平等などを担保することを意図します。

また、委託事業と助成金事業を評価することは、公金の使途についてサービスの受け手である市民がどのように評価しているかという視点を提示することにより、市民活動団体および市の自律性を促すことを意図します。

(2) 評価の内容

市民評価組織が協働事業をどのような指標をもって評価するのかについては、今後、この組織において議論してゆくことが望ましいと考えられます。一般的な評価方法の一つとしては、「協働をすすめるためのルール」をもとに、ルールがきちんと守れたかどうかを評価するという方法があります。また一般市民向けのアンケート調査は、市民の自由な意見を反映させる上で重要な方法といえます。

このような調査の結果に基づき、支援センターに係る協働事業についての客観的な評価をわかりやすくまとめ、支援センターに意見提出することが市民評価組織の仕事となります。

(3) 組織の構成

行政評価を行う組織の構成には、様々な形態が考えられます。近年では、行政改革の一環として、行政評価制度を取り入れる自治体が増加しており、評価の主体には、自治体の行政担当者自身による自己評価の事例もあれば、専門家による委員会を設置している事例、専門家に公募の市民を加えた委員会を設置している事例、委託によるNPO法人に委託している事例など、様々

な事例が見出せます。『ISO14001』等のように、外部の審査・認定機関が評価している分野もあります。

本市においても、行政施策一般について行政評価制度を取り入れ始めていますが現在のところ自治体の行政担当者が自ら評価する方法を採用しています。より市民の意見が反映された客観的な行政評価を行うためには、公開された方法による市民の参加が必要です。

したがって、支援センターに係る協働事業を評価する市民評価組織の構成員は公募の市民を含むものとします。なお、公募市民のみで構成される委員会では信頼性にやや欠ける点があると考えられることから、専門家や有識者等を含んだ組織とします。

NPOが一般市民等からの寄付金を運用し社会貢献活動を行うことがまれない海外では、行政から独立した市民主体の組織が主導して行政評価を行っている事例も見受けられますが、日本ではこうした形態はまだ一般的でないことから、市民評価組織は本市の委員会（ワークショップ）として設置することが現実的と思われます。

市民評価組織の構成員に市議会議員が加わることは適当なのではないかという意見も出されましたが、市民評価組織は必要に応じては行政や市民活動団体にとって厳しい見解を表明しなければならないことから、しがらみのない市民が委員となることが適当との意見が交換されました。

また、支援センターが市民評価組織を兼ねてはどうかとの意見も出されましたが、支援センター自体をも評価する組織が必要と考えられることから、事業の実施主体である支援センターと評価主体である市民評価組織とは別個のものとするのが適当と考えられます。

評価組織による評価が適正性を要することなどから、市民参加による評価を慎重に捉える意見も存在します。

しかし、協働事業評価への市民参加には、支援センターの存在やその仕事の成果を市民へとアピールする意味もあります。また、市民が行政評価の作業に加わることにより、市民の行政参加意識が向上し、市民・行政の双方において協働技能の向上が期待されると考えられることから有意義です。第三者による事業の事後評価が存在することは、事業の実施主体に自律を促す意味で、第三者による評価内容自体と比肩する効果があると言えます。

このように様々な理由から、市民評価組織の組織化は早期に実現される必要があります。

なお、市が現在進めている行政改革は、総合政策部行政経営課の担当になっていますが、互いに連携を図ることも考えられます。

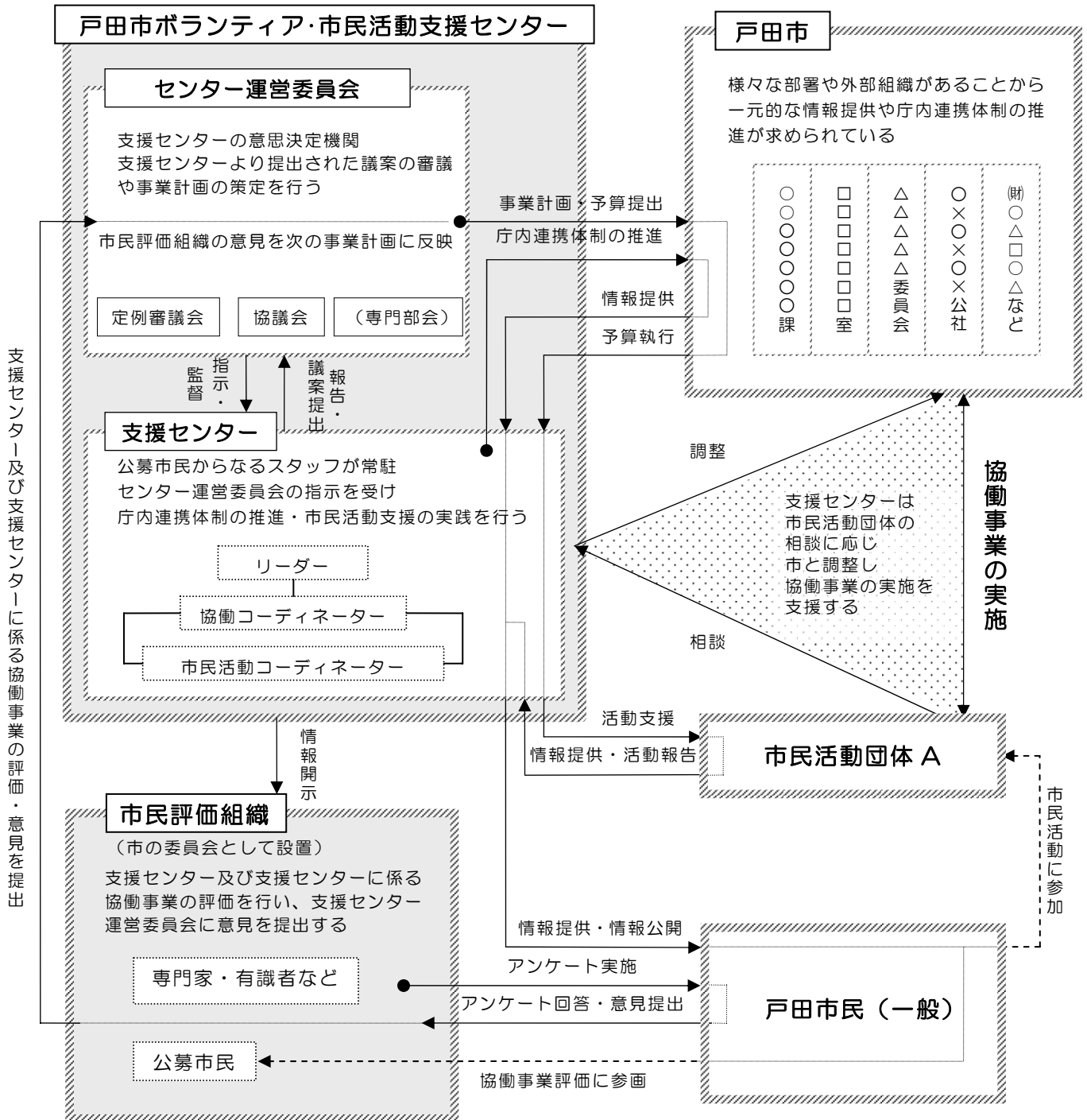


図4-1 協働をすすめる体制（フロー図）

第5章 市民活動の活発化

1 資金等の助成

市民活動団体が活動を活発化していくために市が検討すべき課題として、『戸田市市民活動推進基本方針』では、資金等の助成、融資制度、税の減免、市民活動保険制度、地域通貨の活用などが挙げられています。

本推進委員会でこれらについて整理した内容は次のとおりです。

1.1 補助金・助成金

市民活動団体の中には、高度化・多様化する市民の要求に対応した公益性の高いサービスを提供しているものがあり、このような市民活動については、行政から市民活動団体へ補助金や助成金を提供することによりその実施を支援することが適切と考えられます。

このため現在においても、様々な名目の補助金・助成金事業が庁内各部署等により運用されていますが、幅広い分野における公平性を確保し効率的に予算を活用するため、市民活動にかかわるものに関しては一本化し、支援センターを核として集約すべきことを提案します。

1.2 基金の創設

(1) 市民活動支援に係る基金の動向

近年、市民活動支援を目的とした基金が様々な自治体で創設されるようになって来ました。基金とは、特定目的のために一定資産を確保し、その運用益をもって目的を達成するものと一般的に考えられてきましたが、低金利の時代が継続された結果、その位置づけは多様化してきています。

特に助成金の給付などを目的とした基金では、信託財産の維持が困難であるため、信託財産の取り崩しが容易なよう基金を公益信託とする「公益信託方式」をとり、一定期間で目的を達成し解散する手法も採られるようになってきています。

一方、従来どおり基金の永続を前提とし、資金を補填するために、民間からの寄付も受け入れると同時に、その運用に民間の意見を反映させるなど、いわば協働の道具としても、基金は活用されるようになって来ています。

なお、市民からの寄付を受け入れる場合、寄付者が寄付金控除を容易に受けられるよう、自治体の条例により基金を設け財産の管理運営は行政が行う「条例設置方式」をとることが一般的です。

また、基金の用途を審査するに当たっては、「公益信託方式」「条例設置方式」のいずれであっても、市民等からなる運営委員会などを設置することが一般的に行われるようになってきています（表5-1参照）。

(2) 戸田市独自の市民活動支援基金創設へ向けて

社会の成熟化に伴い、公益的なことのために寄付をしたいと考える人たちは徐々に増えてきています。

パートナーシップによるまちづくりを目指すわが市においても、継続的に市民活動を支援するための独自の基金を創設し、市民の寄付金を受け入れ、市民の意見を取り入れた透明性の高い審査方法により、市民活動団体への支援を実施することが強く望まれます。

このため、支援センターを核とした補助金・助成金事業の集約化と合わせて、他の自治体での事例（資料5-1～5-3参照）を参考にしながら、本市の情勢にあった基金の創設について前向きに検討すべきことを提案します。

表5-1 基金・補助金制度の事例

自治体名	名称	創設方法	審査方法
岩手県	特定公益信託いわてNPO基金	公益信託方式	運営委員会
福島県	公益信託うつくしま基金	公益信託方式	運営委員会
神奈川県	かながわボランティア活動推進基金21	条例設置方式	審査会 (幹事会)
埼玉県	埼玉県NPO基金	条例設置方式	運営委員会
宮城県	みやぎNPO夢ファンド	独自ファンド (原資取崩し型)	
市川市	市民活動団体支援制度 (1%支援制度)	条例設置方式	審査会
我孫子市	我孫子市補助金交付制度	一般財源	補助金等検討委員会
茅ヶ崎市	市民活動げんき基金	条例設置方式	市民活動推進委員会

資料5-1 埼玉県NPO基金(埼玉県特定非営利活動促進基金)概要

<p>1. 目的</p> <p>県内NPOの自主的・自発的社会貢献活動に対する支援を行い、その活動を促進するとともに、NPOと行政との協働を推進するために基金を設置し、NPO活動の持続的な発展を図ろうとするものです。</p> <p>2. 事業内容</p> <p>埼玉県条例に基づき基金を設置し、1億円を積み立てました。さらに、「民」が「民」を支援するシステムとして、広く民間からの寄附をお願いしています。なお、基金は、NPO活動を促進するための事業の財源とします。</p> <p>3. 寄附の方法</p> <p>3つから、お好きな方法をお選びください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 団体希望寄付 具体的に支援したい団体が決まっている場合や、活動内容に共感できる団体を支援したい場合 ◆ 分野希望寄付 興味のある活動分野がある場合や、一定の活動分野の団体を支援したい場合 ◆ 一般寄附 特定の団体や活動分野ではなく、NPOを広く支援したい場合
--

資料5-2 茅ヶ崎市市民活動推進基金（通称：市民活動げんき基金）概要

1. 目的

市民活動を地域社会全体で支え、発展させていくことを目的とした基金です。市では、この基金を市民と市との協働による基金として育ていきたいと考えています。
2. 基金の仕組み

民間からの寄付と市のマッチングギフト（民間から寄せられた寄付金と基本的にその同額を市が上乗せして基金に積み立てること）による支出を積み立てるもので、市民活動団体が行う公益的な事業の財源の一部（補助金）として役立てられます。

基金の当初の原資は 1500 万円です。
3. 補助金交付先の審査方法

補助金の交付に当たっては、選考の公平性、透明性を図るため、学識経験者、事業者および市民活動団体の代表者、市民等で構成する「茅ヶ崎市市民活動推進委員会」で事業の内容等を審議します。

資料5-3 市川市納税者等が選択する市民活動団体への支援に関する条例概要

1. 目的

ボランティア団体や NPO などが行う公益的な活動を支援することを通して、団体の育成ならびに市民活動の活発化を図るとともに、納税者が自らの納税額の一部について、使い方を意思表示ができることを可能とすることにより、市政に参加していることの実感を得て、納税への関心を高めてもらうことを目的とします。
2. 制度の仕組み

①支援を受けようとする団体は事業計画書および経費の見積もりを市に提出します。②市は、「市民活動支援制度審査会」を設置し、適格団体を決定し公表します。③個人市民税の納税者は、支援したい団体をひとつ選び市に申請します。④納税者が支援したいと選んだ団体には、それらの納税者の個人市民税額の1%相当額が累計されて支援金として交付されます。（ただし、団体に交付される支援金総額の上限は事業費の1/2を限度とします。また、個人市民税の1%相当額の累計額が、あらかじめ計上されている市の予算を超えた場合には、その率の以内で調整する場合があります。）
3. 市民活動支援基金の設置

この制度では、市民活動団体の活動を支援し、促進を図る目的で市民活動団体支援基金を設置しています。納税者等は、団体を選択するかわりに、基金への積み立てを届け出ることもできます。また、市民税額の1%等を合計した金額が団体の事業経費の2分の1を超えた場合、超えた部分は、基金に積み立てられます。

2 融資

NPO 活動の意義が社会的認知度を上げるにつれ、NPO への融資を実行する金融機関は徐々に拡大しています。埼玉県でも県内において社会貢献事業を行う NPO 法人を対象とした NPO 応援ローンが取扱開始されています。他の金融機関でも NPO 事業サポートローンなどがあります。

他方、1994 年に設立された『未来バンク事業組合』（東京都）を皮切りに、全国各地で NPO バンクが設立されるようになってきており、注目を浴びています。NPO バンクとは、市民が自発的に出資した資金により、地域社会や福祉、環境保全等のための活動を行う NPO や個人などに融資することを目的に設立された「市民の非営利バンク」のことで、「金融 NPO」「市民金融」などとも呼ばれています。

NPO バンクの概要

NPO バンクの運営の特徴は、趣旨に賛同する市民や NPO が組合員となり、1 口数万円単位の出資を行い、それを原資に NPO や個人に低利（1～5%程度）で融資する、ということです。出資者にとっては、元本保証がない、出資金を自由に引き出せない、などのデメリットもありますが、融資先が出資者に対して公開される場合もあり、自分のお金が社会に貢献していることが目に見える形で運用されることが魅力となっています。

融資審査は、税理士などの専門家が行っていることから、NPO バンクでは貸し倒れの発生は低率に抑えられています。

融資することを目的として設立した特定非営利活動法人は、「非営利活動法人」であることから出資を直接受けることができないため、出資を募ることを目的として『NPO バンク事業組合』をあわせて設立し、この二つの組織の総称を「NPO バンク」と呼ぶこともあります。

3 税の減免

3.1 収益事業を行う NPO 法人に対する課税

NPO 法人であっても、法人税法上の収益事業（表5-2参照）を行っている場合、通常の企業と同様に課税されます。

収益事業から生じた所得に対しては、国税である法人税、県税である法人県民税法人税割および事業税、市町村税である法人市町村民税の法人税割が課せられます。

また、法人県民税均等割と法人市町村民税均等割は、収益事業から所得が生じていない場合でも、原則的に課税されます（表5-3参照）。

表5-2 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条第1項）

1	物品販売業	12	出版業	23	浴場業
2	不動産販売業	13	写真業	24	理容業
3	金銭貸付業	14	席貸業	25	美容業
4	物品貸付業	15	旅館業	26	興行業
5	不動産貸付業	16	料理店業その他の飲食店業	27	遊技所業
6	製造業	17	周旋業	28	遊覧所業
7	通信業、放送業	18	代理業	29	医療保健業
8	運送業、運送取扱業	19	仲立業	30	技芸教授業
9	倉庫業	20	問屋業	31	駐車場業
10	請負業	21	鉱業	32	信用保証業
11	印刷業	22	土石採取業	33	無体財産権の提供業

表5-3 法人税法上の収益事業を行った場合の NPO 法人への課税

	区 分		課税対象額など	税 率	所管
国 税	法人税		法人税法上の収益事業の年間所得	800万円以下・・・ 22.0%(税率) 800万円超・・・ 30.0%(税率)	税務署
都 道 府 県 税	法人県民税	均等割	1法人ごとに一律	2万円/年	県税事務所
		法人税割	法人税法上の収益事業の法人税額	※埼玉県の場合 原則法人税額の5.8% (5.0%の場合もあり)	
	法人事業税		法人税法上の収益事業の年間所得	400万円以下・・・ 5.0%(税率) 400万円～800万円・・・ 7.3%(税率) 800万円以上・・・ 9.6%(税率)	
市 町 村 税	法人市町村民税	均等割	1法人ごとに一律	5万円/年（～6万円）	市町村
		法人税割	法人税法上の収益事業の法人税額	（法人税額の）12.3%	

法人県民税及び法人市町村民税均等割に対して減免措置を行っている地方自治体において、「均等割免除（減免）申請書」「均等割申告書」を毎年各条例で定められた期限内に管轄の県税事務所及び市町村役場に提出することによって免税措置を受けることができます。所定期限内に提出しなかった場合は、支払いの義務が生じますので、ご注意ください。（『特定非営利活動法人ガイドブック 埼玉県版 2006年9月発行』を参考）

3.2 都道府県によるNPO課税の減免

(1) 法人県民税均等割

法人県民税均等割は、税法上の収益事業を行わないNPO法人に対してはすべての都道府県において、減免・免税としており、埼玉県もこれに該当します。ただし、詳細については各都道府県に確認をする必要があります。

県外においては、収益事業を行うNPO法人についても、収益事業における益金の額が損金の額を超えない事業年度に係るもの（赤字の場合）に限り、設立後3年もしくは5年などの期限を設け、法人県民税均等割を免除している自治体があります。

(2) 不動産取得税

NPO法人が、無償又は減額した額で直接その法人が行う特定非営利活動に係る事業の用に供する不動産の譲渡を受けた場合には、不動産取得税の一部又は全部を減免している自治体があります。

また、ナショナル・トラスト活動を行うNPO法人を対象に、環境の保全を図る活動の一環として、その自然環境の保存及び活用に関する業務を行うNPO法人が、指定地域内において自然環境として保全すべき山林等を取得した場合、不動産取得税を免除している自治体があります(実施自治体：宮城県)。

(3) 自動車取得税および自動車税

特定非営利活動法人が専らその法人が行う特定非営利活動に係る事業の用に供する自動車は無償で譲渡を受けた場合には、自動車取得税を減免している自治体があります。

また、福祉を担うNPO法人を対象に、介護保険法に規定する居宅サービス事業等の指定や、県などから委託または補助を受けて行う福祉サービスの用に供する自動車などを取得・保有した場合、自動車税及び自動車取得税を免除している自治体があります。ただし、介護事業に直接要する車両に関しては、NPO法人に限らず一般に減免している自治体が多くなっています。

(4) 創業促進税制

上記の法人県民税均等割、不動産取得税、自動車取得税の減免は、いずれも創業促進税制の一環として、設立後3年もしくは5年などの期限を設け減免されている場合があります。設立後5年度の法人事業税を免除している自治体もあります(実施自治体：長野県)。

なお、詳細については、参考資料2(54ページ)をご参照ください。

3.3 市町村が実施している NPO 支援税制

(1) 法人市民税均等割の減免

法人市民税の均等割は、収益事業を行わない NPO 法人に対しては、法人市民税均等割を減免している市町村が多く、戸田市もこれに該当します（表 5-5 参照）。

一方、NPO 法人が収益事業を行っている場合でも減免している市町村が埼玉県の中にも数多くあり、戸田市においても同様の施策の実施を望む声が高いことから、その導入について検討すべきものと考えられます。

(2) 固定資産税、都市計画税、軽自動車税の減免

埼玉県内には NPO 法人を対象として、法人市民税均等割のほか、固定資産税や都市計画税、軽自動車税などを減免している市町村があり、戸田市においても同様の施策の実施を検討する余地があります。

なお、固定資産税や都市計画税の減免は、概ね NPO の事業に供する土地・家屋の部分についての課税を免除する内容になっています。

また、軽自動車税の減免は、収益事業を行っている NPO 法人でも減免の対象になる場合と、収益事業を行っていない NPO 法人だけが対象となる場合、対象を NPO 法人に限らず公益性のある事業に対して直接専用するなどの場合に減免となる場合とがあります（表 5-4 参照）。

表 5-4 埼玉県内市町村における固定資産税・都市計画税・軽自動車税の減免

市町村	固定資産税	都市計画税	軽自動車税	備考
さいたま市			△	NPO に限らず公益のために直接専用する軽自動車
川口市	○	○	○	収益事業を行っていても可
上尾市			○	収益事業を行っている場合不可
春日部市	△	△		特に条件を定めず申請のあった段階で検討。
志木市	○	○	○	収益事業を行っていても可
上里町	○		○	収益事業を行っている場合不可
白岡町			△	事業の内容に公益性があると判断した場合

（市町村の NPO 活動に関する支援状況等調査結果（調査時期平成 17 年 8 月～9 月）埼玉県を基に作成。その後の市町村合併は反映されていない。）

表5-5 埼玉県内の市町村における法人市民税均等割の減免

条件	NPOが収益事業を行っていない場合	NPOが収益事業を行っている場合	備考
さいたま市	△	△	△市税条例、市税条例規則により公益上減免を必要とするNPO法人
川越市	○	○	
熊谷市	○	×	
川口市	○	○	
行田市	○	×	
所沢市	△	△	△市税条例の規定による
飯能市	○	×	
加須市	○	×	
本庄市	○	×	
東松山市	○	○	
春日部市	○	×	
鴻巣市	○	×	
深谷市	○	×	
上尾市	○	×	
越谷市	○	×	
入間市	○	×	
朝霞市	○	×	
志木市	○	○	
新座市	○	×	
久喜市	○	○	
富士見市	○	○	
坂戸市	○	×	
鶴ヶ島市	△	-	△特別の事由があるもの
日高市	○	×	
吉川市	○	×	
小川町	○	○	
川島町	○	○	
上里町	○	×	
白岡町	○	×	
鷺宮町	-	-	△民法34条の公益法人
杉戸町	○	×	

○・・・減免制度あり ×・・・減免制度なし △・・・詳細不明 -・・・未確認
 (市町村のNPO活動に関する支援状況等調査結果(調査時期平成17年8月～9月)埼玉県を基に作成。その後の市町村合併は反映されていない。)

4 市民活動保険制度

市民活動団体が安心して活発に活動するためには、市民活動団体が加入できる保険の整備が必要となります。

現在、本市において、市民活動団体が加入することの出来る保険としては、年間を通じて責任者や会員などの事故を補償するタイプ（通年型）では、市が取り扱っている『戸田市市民活動保険』と社協が取り扱っている『ボランティア活動保険』があり（表5-6参照）、行事開催時などに参加者の事故を補償するタイプ（行事型）では、社協が取り扱っている『ボランティア行事用保険』があります。ここでは特に通年型の市民活動保険について検討した内容を整理します。

4.1 通年型市民活動保険の現状

（1）市が取り扱っている『戸田市市民活動保険』

この保険は、一般のボランティア・市民活動団体や個人に対して広く加入を呼びかけるものではなく、市や市が認めた市民活動団体の主催者（事業の責任者や指導者を含む）を対象としています。保険料も市が負担し、一括して加入手続きをしているため、一人当たりの保険料は安価に抑えられています。ただし、その反面、補償金額も見舞金程度となっています。

（2）社会福祉協議会が取り扱っている『ボランティア活動保険』

この保険は、社協に登録または委嘱された団体や個人に対して、広く加入を呼びかけるものですが、自治会、町内会、任意のクラブ等は対象外です。保険料は団体もしくは個人が負担し、年間保険料は補償金額に応じいくつかのプランがあります。

4.2 市民活動保険の今後の課題

(1) 支援センター独自の市民活動保険の創設

本推進委員会で視察した我孫子市と川崎市のボランティアセンターでは独自の市民活動保険制度を有しており、事前に被保険者の名簿を提出する必要がなく、事故当時対象となるボランティア活動中であつたことが認められた場合、補償される点に特色があります（表5-7参照）。しかしながら、補償対象者が不特定多数であることから保険料も割高となり、本市も同様の保険を創設した場合は、現在の10倍以上の年間保険料が必要になると考えられます。

したがって、本市が現在取り扱っている『戸田市市民活動保険』を、受益者負担の原則に則つたものとして拡充し、支援センターが窓口となり、広く一般の市民活動団体等が加入できるものとするのが提案されます。

なお、支援センター独自の市民活動保険を創設する際には、行事保険の創設についても合わせて検討することが望まれます。

(2) 有償ボランティアの取り扱い

市の『戸田市市民活動保険』、社協の『ボランティア活動保険』のいずれも、社会貢献活動もしくはボランティア活動が無償であること（ただし、交通費、昼食代、活動のための原材料費の支給等については無償とみなされます）を要件としており、有償のボランティアが加入できる保険をどのように整備するかについては今後の検討課題となります。

【参考】

- 支援センターは現在独自の施設賠償保険に加入しており、センタースタッフの傷害保険や賠償責任保険に関しては、この保険でカバーされています。
- 市民活動団体の有償ボランティアがその所属団体と雇用契約をしている場合は労災保険の対象となり得ます。
- シルバー人材センターの場合、会員はシルバー人材センターから請負という形で仕事をしており、雇用契約を結んでいません。したがって、会員を被保険者として、シルバー人材センターが、傷害保険と賠償責任保険に独自に加入しています。保険料は会費等から賄われています。

表5-6 市民活動団体（無償ボランティア）が加入できる通年型保険比較表

取扱組織	全国社会福祉協議会	戸田市																																													
名称	ボランティア活動保険	市民活動保険																																													
契約形態	ボランティア個人またはボランティアグループ等が加入申込者となり、ボランティア個人を被保険者として全国社会福祉協議会が一括して保険会社と締結する団体契約	市や市が認めた市民活動団体の主催者（事業の責任者や指導者を含む）が加入申込者となり、個人を被保険者として市が一括して保険会社と締結する団体契約																																													
加入申込者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 社会福祉協議会およびその構成員・会員 ◆ 社会福祉協議会に登録または委嘱されているボランティア個人またはボランティアグループ、NPO 法人またはその所属の無償のボランティア 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市や市が認めた市民活動団体の主催者（事業の責任者や指導者を含む）。市民活動支援担当課が取りまとめ窓口となって、庁内各課に加入意向調査を行い、加入希望のあった無償のボランティア 																																													
対象となるボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日本国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日本国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」 ◆ NPO法人が行う特定非営利活動 																																													
対象とならないボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自発的な意思による活動とは考え難いもの ◆ PTA、自治会、町内会、老人クラブなどボランティア活動以外の目的で作られた団体・グループが行う組織運営や団体構成員の親睦のための活動 ◆ 有償のボランティア活動（交通費、昼食代、活動のための原材料費の支給については無償とみなします。） ◆ 保険上免責となっているボランティア活動（主に危険なもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自発的な意思による活動とは考え難いもの ◆ 有償のボランティア活動（交通費、昼食代、活動のための原材料費の支給については無償とみなします。） ◆ 保険上免責となっているボランティア活動（主に危険なもの） 																																													
補償内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 活動には活動のための学習会または会議も含まれます。 ◆ 活動場所と自宅との往復途上の事故も補償の対象となります ◆ ボランティア自身の食中毒や特定感染症を補償します。 ◆ 熱中症も基本タイプで補償の対象となります。 ◆ 入院時は1000日まで補償します。 ◆ 天災タイプでは、基本タイプにおける補償に加え、天災（地震・噴火・津波）によるケガも補償します。 ◆ 台風などの風水害によるケガは、基本タイプで補償されます。 ◆ 第三者の故意による加害行為、ひき逃げによりケガをした場合には、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金について補償金額の2倍お支払いします。 	同左																																													
補償金額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">加入プラン・補償金額</th> </tr> <tr> <th>Aプラン</th> <th>Bプラン</th> <th>Cプラン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">傷害補償</td> <td>死亡保険金</td> <td>1,418万円</td> <td>2,553万円</td> <td>4,098万円</td> </tr> <tr> <td>後遺障害保険金</td> <td>1,418万円</td> <td>2,553万円</td> <td>4,098万円</td> </tr> <tr> <td>入院保険金日額</td> <td>7,000円</td> <td>11,000円</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>手術保険金</td> <td colspan="3">入院保険金日額に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍・20倍または40倍)を乗じた額</td> </tr> <tr> <td>通院保険金日額</td> <td>4,500円</td> <td>7,000円</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>賠償責任保険金(対人・対物共通)</td> <td>5億円(限度額)</td> <td>5億円(限度額)</td> <td>5億円(限度額)</td> </tr> </tbody> </table>		加入プラン・補償金額			Aプラン	Bプラン	Cプラン	傷害補償	死亡保険金	1,418万円	2,553万円	4,098万円	後遺障害保険金	1,418万円	2,553万円	4,098万円	入院保険金日額	7,000円	11,000円	14,000円	手術保険金	入院保険金日額に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍・20倍または40倍)を乗じた額			通院保険金日額	4,500円	7,000円	9,000円	賠償責任保険金(対人・対物共通)	5億円(限度額)	5億円(限度額)	5億円(限度額)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>補償金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">傷害補償</td> <td>死亡・後遺障害保険金</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>入院保険金日額</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>通院保険金日額</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">賠償責任保険金(対人・対物共通)</td> <td>1億円(免責1,000円)</td> </tr> </tbody> </table>			補償金額	傷害補償	死亡・後遺障害保険金	500万円	入院保険金日額	2,000円	通院保険金日額	1,000円	賠償責任保険金(対人・対物共通)		1億円(免責1,000円)
	加入プラン・補償金額																																														
	Aプラン	Bプラン	Cプラン																																												
傷害補償	死亡保険金	1,418万円	2,553万円	4,098万円																																											
	後遺障害保険金	1,418万円	2,553万円	4,098万円																																											
	入院保険金日額	7,000円	11,000円	14,000円																																											
	手術保険金	入院保険金日額に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍・20倍または40倍)を乗じた額																																													
	通院保険金日額	4,500円	7,000円	9,000円																																											
	賠償責任保険金(対人・対物共通)	5億円(限度額)	5億円(限度額)	5億円(限度額)																																											
		補償金額																																													
傷害補償	死亡・後遺障害保険金	500万円																																													
	入院保険金日額	2,000円																																													
	通院保険金日額	1,000円																																													
賠償責任保険金(対人・対物共通)		1億円(免責1,000円)																																													
補償期間	毎年4月1日から翌年3月31日まで	毎年4月1日から翌年3月31日まで																																													
備考	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 社会福祉協議会に登録または委嘱された団体であることが必要。 ◆ 自治会・町内会・任意のクラブや有償のボランティア活動は対象外である。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 一般のボランティア・市民活動団体や個人に対して、広く加入を呼びかけるのではなく、市や市が認めた市民活動団体の主催者（事業の責任者や指導者を含む）を対象としている。 																																													

表5-7 市民活動団体（無償ボランティア）が加入できる通年型保険比較表

取扱組織	我孫子ボランティア・市民活動サポートセンター	かわさき市民活動センター																																									
名称	市民公益活動保険	市民活動（ボランティア活動）保険																																									
契約形態	市民活動団体が公益的な活動を行っている市民活動を対象とし、市が一括して保険会社と締結する保険。なお、事前に市への登録は必要としない。	川崎市内に在任・在勤・在学している者を主体とし、市内に活動拠点がある市民活動及びボランティア活動を対象とし、市が一括して保険会社と締結する保険。なお、事前に市への登録は必要としない。																																									
加入申込者	◆ 我孫子市	◆ 川崎市																																									
対象となるボランティア活動	◆ 主たる活動拠点が市内にあり、かつ、構成員が5名以上の団体（構成員の70%以上が市内に居住していることが必要）に公益的な活動 ◆ 指導者は、無報酬の場合や交通費程度の実費を受取る場合のみ	◆ 自主的に構成されたグループ、個人または地域住民組織が行う公益性がある活動で、継続的・計画的であり、無報酬（実費弁償的なものを除く）であること ◆ 車両を使った送迎ボランティア活動																																									
対象とならないボランティア活動	◆ 「自分の楽しみ」、「趣味を深める活動」、「PTA活動」や日本国外での活動、営利・政治・宗教に係る活動	◆ 活動者個人を対象にした保険であるため、団体の負った賠償責任 ◆ その他、活動内容が対象となるものかどうかは、状況等によって判断する																																									
補償内容	◆ 町会等の総会や役員会などの会議への参加も対象になります。 ◆ 活動場所と自宅との往復途上の事故も補償の対象となります。 ◆ 公益活動中の車両事故については、傷害は対象になりますが、損害賠償は対象になりません。	◆ 町会等の総会や役員会などの会議への参加も対象になります。 ◆ 活動場所と自宅との往復途上の事故も補償の対象となります。 ◆ 送迎活動については、原則として個人名義の自家用車両のみが対象になります。																																									
補償金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">補償金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">傷害補償</td> <td>死亡保険金</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>後遺障害保険金</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>入院保険金日額</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>通院保険金日額</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">賠償補償</td> <td>身体</td> <td>限度額 1名につき 6,000万円 1事故につき 3億円</td> </tr> <tr> <td>財物</td> <td>限度額 1事故につき 100万円</td> </tr> <tr> <td>受託物</td> <td>限度額 1事故につき 100万円</td> </tr> </tbody> </table>	補償金額			傷害補償	死亡保険金	500万円	後遺障害保険金	500万円	入院保険金日額	3,000円	通院保険金日額	2,000円	賠償補償	身体	限度額 1名につき 6,000万円 1事故につき 3億円	財物	限度額 1事故につき 100万円	受託物	限度額 1事故につき 100万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">補償金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">傷害補償</td> <td>死亡保険金</td> <td>1,300万円 (車両搭乗中 300万円)</td> </tr> <tr> <td>後遺障害保険金</td> <td>1,300万円 (車両搭乗中 300万円)</td> </tr> <tr> <td>入院保険金日額</td> <td>3,600円 (車両搭乗中 1,500円)</td> </tr> <tr> <td>通院保険金日額</td> <td>2,400円 (車両搭乗中 1,000円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">賠償補償</td> <td>身体</td> <td>最高 1名につき 1億円 1事故につき 5億円</td> </tr> <tr> <td>財物</td> <td>最高 1,000万円</td> </tr> <tr> <td>保管物</td> <td>最高 500万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生産物</td> <td>身体・財物賠償と同じ</td> </tr> </tbody> </table>	補償金額			傷害補償	死亡保険金	1,300万円 (車両搭乗中 300万円)	後遺障害保険金	1,300万円 (車両搭乗中 300万円)	入院保険金日額	3,600円 (車両搭乗中 1,500円)	通院保険金日額	2,400円 (車両搭乗中 1,000円)	賠償補償	身体	最高 1名につき 1億円 1事故につき 5億円	財物	最高 1,000万円	保管物	最高 500万円		生産物	身体・財物賠償と同じ
補償金額																																											
傷害補償	死亡保険金	500万円																																									
	後遺障害保険金	500万円																																									
	入院保険金日額	3,000円																																									
	通院保険金日額	2,000円																																									
賠償補償	身体	限度額 1名につき 6,000万円 1事故につき 3億円																																									
	財物	限度額 1事故につき 100万円																																									
	受託物	限度額 1事故につき 100万円																																									
補償金額																																											
傷害補償	死亡保険金	1,300万円 (車両搭乗中 300万円)																																									
	後遺障害保険金	1,300万円 (車両搭乗中 300万円)																																									
	入院保険金日額	3,600円 (車両搭乗中 1,500円)																																									
	通院保険金日額	2,400円 (車両搭乗中 1,000円)																																									
賠償補償	身体	最高 1名につき 1億円 1事故につき 5億円																																									
	財物	最高 1,000万円																																									
	保管物	最高 500万円																																									
	生産物	身体・財物賠償と同じ																																									
補償期間	◆ 2007年4月3日から新しい当保険制度が適用開始 ◆ 保険料は団体・個人は負担していない	◆ 保険料は団体・個人は負担していない																																									
備考	◆ 4名以下の団体・個人は我孫子市社会福祉協議会において取り扱っている「ボランティア保険」に加入する																																										

5 地域通貨

5.1 地域通貨戸田オール

本市においては、市民活動を活発化し、活動を支えるシステムとして、平成14年度に市が募集した『地域通貨で市民活動を楽しくする懇話会』に集まった市民から、実際に地域通貨を発行し、運営する市民活動団体『地域通貨戸田オール運営委員会』が結成されました（参考資料3参照／55ページ）。

地域通貨戸田オールは、運用開始当初は、善意のサービス交換を主とするエコマネーとして始められました。

実証実験を経た結果、地域経済の活性化等にも視野を広げ、地域の協賛商店（参考資料4参照／56ページ）にてモノと交換することも可能になり、現在に至っています。

地域通貨とは

ある特定の地域内で、現行の法定通貨では表現することが困難な社会的価値、あるいはコミュニティ独自の価値を交換・流通させるための媒体です。地域通貨は、ボランティア活動等の対価として受け取ったものは自分が人にサービスを頼むときに使うことができます。

地域通貨は、市民同士の助け合いや思いやりの気持ちを大切にしていくものです。

5.2 地域通貨戸田オールの課題

地域通貨戸田オールは着実に市民の間に浸透しつつあり、地域通貨協賛店の輪も広がりつつありますが、その利用機会がまだまだ少ないことが課題となっています。この課題を改善するため、市においては以下のような項目を検討することが望まれます。

(1) 公共施設での利用機会の拡大

支援センターでは、コピー機などの機材使用料を地域通貨で支払うことができるようになりました。公民館や道満グリーンパークの駐車場、tocoバスなど、他の市の公共の施設における使用料にも、地域通貨の利用が可能となることが望まれるほか、支援センターが地域通貨を使うことの出来るコミュニティ施設のネットワークを独自に展開してゆくことも考えられます。

(2) 支援センターホームページやイベントを通じた利用機会の拡大

地域通貨戸田オールの利用価値をより豊かなものとするため、支援センターホームページを通じて、寄贈された品物や、障害者関連団体等が作った品物などと交換できるシステムの構築なども期待されます。

地域通貨を利用できる地域イベントのいっそうの充実も期待されます。

(3) ボランティアへのお礼としての利用の促進

市民活動団体が活動する際には、託児や付き添いなどのボランティアを募集する機会がたびたびあります。このようなボランティアを依頼する市民活動団体にとって、地域通貨を発行する費用の資金調達は容易でないことも多いと考えられるため、その一部を市から補助するなどの仕組みを検討することが期待されます。

また、オール基金は、このようなボランティアへのお礼としての利用も含め、様々な市民活動に対し地域通貨の発行費用補助を行っていることから(表5-8参照)、今後その活用が促進されることも期待されます。

表5-8 平成19年度地域通貨戸田オール基金による助成実績

支援先	支援内容(いずれも謝礼として利用)
いきいき虹の会	高齢者支援ボランティア
厚生車輛福祉協会	支援センターイベントでアンケートに答えてくれた人
エコライフ DAY 戸田実行委員会	戸田翔陽高校、ジュニサポ 集計作業
エコライフ DAY 戸田実行委員会	チェックシートの準備作業
ほほえみキッズサポーター	子供(小・中学校)がお年寄りたちにプレゼント作り
高齢者の健康作りと生きがい作りの会	白河市との友好交流
ジュニアサポートネットワーク	ジュニサポフェスタスタッフ・出演者
上戸田商店会	上戸田ゆめまつり市民団体参加者

6 市民活動の活発化における今後の課題

日本では、ボランティアとは無償奉仕のこととの定義が支配的でしたが、ボランティアという言葉の原義は「自発的な仕事に従事すること」であり、本来かならずしも無償奉仕を意味しません。近年、特定非営利活動法人法の施行とあいまって、ボランティアに関する考え方は大きく変革しつつあります。

退職期を迎えた方々を含め、地域に貢献する活動をしながら生活したいと考える市民の方たちが増えてきています。一方、このような方たちが無償ボランティアとして社会貢献活動に参加しようとした場合、その活動資金や社会生活を営むための費用を自ら負担することになることから、息の長い活動を続けることには困難を伴う場合もあります。

市民活動の活発化のためには、無償ボランティア、有償ボランティア、その中間としての地域通貨を活用したボランティア、コミュニティビジネスを創業したいと考える方たちなど、様々な人たちが自分のスタイルに合わせ、無理のない形でやりがいを持って社会参加できるよう、多様な市民活動の基盤を整える必要があります。

本推進委員会で検討されてきた様々な施策が実行されることにより、市民活動の更なる活発化がなされるよう、今後の発展に期待したいと思います。

参 考 资 料

【参考資料1】ボランティア・市民活動支援センターについて

1 設置の経緯について

『戸田市ボランティア・市民活動支援センター』は、平成15年3月に策定された『戸田市市民活動推進基本方針』に掲げる4つの重点施策の1つである「拠点施設の整備」に基づき、戸田市市民活動拠点施設専門部会を設置し、拠点施設のレイアウト・資器材やコンセプト等について審議をした。

【基本方針の分類】

活動拠点の整備

【設置期間】

平成16年9月13日～平成18年3月30日《全26回開催》

【構成委員・人数】／7名：

戸田市市民活動推進委員会の代表、戸田市地域福祉計画の策定に携わった者、知識経験者から構成（他にオブザーバーとして、福祉総務課職員2名も参加）

【同部会の概要】

ボランティア・市民活動団体の活動の場の提供、各種の情報収集・発信、ボランティア・市民活動に関する相談窓口の設置など、本市におけるボランティア・市民活動の推進と支援をするための拠点施設のあり方を集中的に審議・検討するため、専門部会を設置。

主な審議内容は、センター内のレイアウトや内装、機器や備品の選定、開館時間や休館日の設定、センターが有すべき機能など。会議は、原則的に月2回（第2・第4火曜日の午後4時から2時間程度）開催した。

※戸田市市民活動推進基本方針

市では、『第3次総合振興計画』を策定し、「パートナーシップでつくる 人・水・緑 輝くまち とだ」と将来像を定め、パートナーシップによるまちづくりを目指すこととなった。

このため、同計画に掲げる目標の実現に向けては、「市民との協働のまちづくり」が必要であることから、市では自主的かつ主体的に社会貢献活動を実施している団体・個人を支援し、市民活動を推進していくための基本方針を策定した。

【同基本方針に掲げる4つの重点施策】

- ①活動拠点の整備……………ボランティア・市民活動支援センターの整備
- ②情報ネットワークづくり……………戸田市民活動支援サイトの構築
- ③市民活動の活発化……………地域通貨の活用・助成金制度の整備等
- ④協働をすすめる体制の確立…市民参加の仕組みづくり等

【策定経過及び策定後の具現化について】

①戸田市市民活動推進検討委員会の設置

【概要】市及び社協職員の計10名から構成され、基本方針素案作成を行う。

【期間】平成13年11月30日～平成14年3月28日《6回開催》

②戸田市市民活動推進懇話会の設置

【概要】

各種団体等の代表者、公募による市民、知識経験者11名から構成され、戸田市市民活動推進検討委員会で作成された基本方針素案に対する審議・検討を行い、『戸田市市民活動推進基本方針』を策定する。

【期間】

平成14年8月1日～平成15年3月24日《全9回開催》

③戸田市市民活動推進委員会の設置

【概要】

各種団体等の代表者、公募による市民、知識経験者から構成し、平成15年3月に策定された『戸田市市民活動推進基本方針』に掲げる4つの重点施策の具現化に向けた審議・検討を行い、本市における市民活動の推進を図る。

【委員】

第1期：12名

第2期：14名

【期間】

第1期：平成15年8月18日～平成17年8月17日《全22回開催》

第2期：平成17年12月26日～平成19年12月25日《全25回開催》

【センターの開設にかかる諸概要】

①改修床面積：139.14㎡（既存の大型バス車庫の一部を事務室に改修）

②仕 様：軽量鉄骨造

③工 事 費：29,400千円

※うち、7,000千円は県補助金（個性を競う地域づくり支援事業費補助金）の交付を受ける

④工 期：平成17年11月22日～平成18年3月15日

⑤開 設 日：平成18年7月1日

⑥そ の 他：消防法の規定により、室内はオープンスペース形式となる。

2 運営形態について

支援センターは、次の3施設の機能を融合して整備を行った。本来ならば、これらの3施設はそれぞれ別個に設置されるべきところだったが、1つの施設に融合することにより、財政的に省力化でき、機能的な充実化が図られるとともに、より効率的な運営ができることが期待される。

- ①市民活動支援センター ……コミュニティ推進課（市民活動推進基本方針）
- ②ボランティアプラザ ……福祉総務課（地域福祉計画）
- ③ボランティアセンター ……戸田市社会福祉協議会

特に、社会福祉協議会においては、先行する既存のボランティアセンターの技術・技能を活かし、ボランティア・市民活動団体が施設を利用するにあたって、利用しやすい機能とすることに重点を置いた。

このため、支援センターの運営形態については、市民・社協・市の3者による共同運営方式を採用し、支援センターにおける運営方針等を審議・検討する機関として、3者の代表者からなる『戸田市ボランティア・市民活動支援センター運営委員会』を設置した。

【設置】

平成18年7月1日～現在《これまで13回開催》

【委員】12名：

戸田市市民活動推進委員会の代表者、戸田市社会福祉協議会の代表者、市（コミュニティ推進課及び福祉総務課）の代表者から構成

【概要】

平成18年7月1日に開設した『戸田市ボランティア・市民活動支援センター』の管理運営に関することについて審議をするため、支援センターの開設日と同時に発足。開催頻度は、基本的には月1回。

※支援センターにおける人員配置

- ①社会福祉協議会職員 ……2名
- ②サポートスタッフ ……1名（1日3名によるローテーション制）
- ③サイトスタッフ ……1名（1日3名によるローテーション制）

3 事業の概要について

支援センターにおいては、次に掲げる4つの事業を実施している。

- ①ボランティア活動及び市民活動に係る情報の収集及び発信に関すること。
- ②ボランティア活動及び市民活動に係る講座、研修及び啓発に関すること。
- ③ボランティア活動及び市民活動に係る相談に関すること。
- ④その他センターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

支援センターの設置目的は、「市民生活の向上及び公共の福祉に資する社会貢献活動を積極的に実施しているボランティア・市民活動の自主的かつ主体的な活動を支援するため、市民・社協・市の3者による共同運営のもと、情報の収集と発信ができ、交流と活動ができる拠点施設を整備する」とし、施設的には次に掲げるスペース等を整備した。

- ①ボランティア活動及び市民活動に係る情報の収集及び発信に関すること
 - ・戸田市民活動支援サイト（現支援センターホームページ）の管理運営
 - ・団体情報ファイルの設置
 - ・パソコンの設置
 - ・情報掲示板の設置
 - ・参考図書の配置
 - ・各種パンフレットの設置
- ②ボランティア活動及び市民活動に係る講座、研修及び啓発に関すること
 - ・サポートスタッフ研修会の実施
 - ・サポートスタッフによる『戸田市ボランティア・市民活動支援センター1周年記念事業』の参画
 - ・市民活動講演会の実施
- ③ボランティア活動及び市民活動に係る相談に関すること
 - ・ボランティアコーディネート業務
- ④その他センターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること
 - ・活動場所の提供に伴う事務機器等の整備（会議スペースや印刷機など）

※支援センターの施設内容

- ①交流スペース
- ②会議スペース
- ③作業スペース
- ④情報スペース
- ⑤キッズコーナー
- ⑥その他のスペース（受付コーナー、トイレ・給湯室・授乳室）

4 事業の経費について

支援センターにおける経費については、大きく2つに分類される。

- ①戸田市社会福祉協議会が所管する事業 ……………同協議会において予算措置
- ②コミュニティ推進課が所管する事業 ……………同課において予算措置

※その他の特記事項

- ・支援センター整備工事業費 ………………：29,400,000円
- ・戸田市市民活動支援・統合サイト構築事業費： 2,379,300円

5 利用状況について

利用登録者数について

【支援センター利用登録】

	平成18年度 (H19.3.31 現在)	平成19年度 (H19.12.1 現在)
団 体	60	72
個 人	9	11
合 計	69	83

【支援センターホームページ利用登録】

	平成18年度 (H19.3.31 現在)	平成19年度 (H19.12.1 現在)
団 体	91	98
個 人	57	62
合 計	148	160

6 事業による効果について

ボランティア・市民活動団体が活動する上で、大変苦慮していたことの中に、①「自らの活動をPRする機会や、他団体がどのような活動をしているのかが判らない」ことと、②「資料作成や活動する場の確保が難しい」という声が多く聞かれた。

このため、拠点施設の整備にあたっては、上記の2点に配慮しながら、ハード及びソフト面における整備を行い、支援センター開設後は、次のような効果があった。

①活動場所としての活用

- ・団体の資料作成の場として利用されるようになった。
- ・会議の場として利用されるようになった。

②団体間が交流する場としての活用

- ・支援センター内がオープンスペースのため、他団体との交流機会の創出に寄与している。
- ・3者の共同運営方式により、市民活動団体とボランティア団体とが同じ施設を利用することにより、相互の認識が深まった。

③コーディネート・相談窓口としての活用

- ・長年にわたって、地域のボランティア活動に従事し、知識と経験のある社協職員が配属されていることによって、適切な団体間のコーディネートや活動における相談体制が確保できた。

④統合的なボランティア・市民活動推進事業の展開

- ・これまで別個に検討または実施されてきたボランティア・市民活動に関する事業について、各課が進んで支援センターに情報提供をする傾向が強まってきた。

【参考資料2】都道府県が行っているNPO課税の減免一覧

条件	法人県民税均等割の減免			不動産取得税		自動車取得税		その他備考
	収益事業を行わない		赤字	減額または無償譲渡		減額または無償譲渡		
	なし	あり	あり	なし	あり	なし	あり	
北海道	-	-	-	-	-	-	-	
青森県	○			○		○		
岩手県	○		○	○		○		○福祉サービス用車両
宮城県	○		○	○				○ナショナルトラスト ○福祉サービス用車両
秋田県	-	-	-	-	-	-	-	
山形県	-	-	-	-	-	-	-	
福島県	-	-	-	-	-	-	-	
東京都	-	-	-	-	-	-	-	
神奈川県	-	-	-	-	-	-	-	
埼玉県	○	-	-	-	-	-	-	
千葉県	-	-	-	-	-	-	-	
栃木県		○	○		○		○	
群馬県	-	-	-	-	-	-	-	
山梨県		○						
新潟県	○		○		○		○	
長野県			○				○	○法人事業税
富山県	○		○		○		○	○福祉サービス用車両
石川県	-	-	-	-	-	-	-	
福井県	-	-	-	-	-	-	-	
愛知県	-	-	-	-	-	-	-	
岐阜県	○		○		○		○	
静岡県	-	-	-	-	-	-	-	
三重県	-	-	-	-	-	-	-	
大阪府	-	-	-	-	-	-	-	
兵庫県	-	-	-	-	-	-	-	
京都府	-	-	-	-	-	-	-	
滋賀県	-	-	-	-	-	-	-	
奈良県	-	-	-	-	-	-	-	
和歌山県	○		○		○			
鳥取県	△	-	-	-	-	-	-	△自動車税・自動車取得税
島根県	-	-	△	-	△	-	△	知事への申請が必要
岡山県	-	-	-	-	-	-	-	
広島県	-	-	-	-	-	-	-	
山口県	○				○		○	
徳島県	○		○		○		○	
香川県	○		○		○		○	
愛媛県	-	-	-	-	-	-	-	
高知県	-	-	-	-	-	-	-	
福岡県	-	-	-	-	-	-	-	
佐賀県	-	-	-	-	-	-	-	
長崎県	-	-	-	-	-	-	-	
熊本県	-	-	-	-	-	-	-	
大分県	-	-	-	-	-	-	-	
宮崎県	-	-	-	-	-	-	-	
鹿児島県	-	-	-	-	-	-	-	
沖縄県	-	-	-	-	-	-	-	

○…減免制度あり △…詳細不明 ……未確認 (2007年10月時点 都道府県HPから独自調査)

【参考資料3】地域通貨戸田オールの概要

○地域通貨戸田オールの目的

地域通貨戸田オールの目指すところは、新たなコミュニティづくりや市民活動を楽しく活発にすることです。「出会い、ふれあい、支え合い」の感謝の気持ちを仲立ちするのが、「地域通貨戸田オール」です。善意をつなぎ、人と人をつなぎ、コミュニティを元気にする道具として、時代とともに希薄となったコミュニティの創生の一助となりたいとの願いが、地域通貨戸田オールには込められています。

○地域通貨戸田オールの仕組み

地域通貨戸田オールの循環は、まず、個人会員(市民や市民活動団体等)が、1000円の会費につき1000オールを地域通貨戸田オール運営委員会から受け取ることから始まります。地域通貨戸田オールを受け取った個人会員は、お手伝いや地域イベント参加のお礼にその地域通貨戸田オールを渡し、その受け取り手は、受け取った地域通貨戸田オールを使用して、また他の人にお手伝いを依頼したり、協賛商店にて商品を購入したり、市民活動団体の会費として使用することができます。

○地域通貨戸田オール運営委員会

地域通貨戸田オール運営委員会は、一市民活動団体として独自に地域通貨の運営を行っています。その収入は、会員からの会費と広告料からなり、会員は個人会員と法人会員からなります。

発行部数40,000部の会報紙TODAオールネットを発行しており、TODAオールネットでの広告掲載料が地域通貨戸田オールの自主財源となっています。なお、TODAオールネットは、戸田市広報とあわせて配布されており、印刷費用は市から助成されています。

地域通貨の換金費用は、現在地域通貨戸田オール運営委員会により100%留保されていますが、地域通貨は地域経済の流通を円滑にするためのものなので、一定期間ごとに交換しなければ価値がなくなる仕組みを有しています。

○地域通貨戸田オール基金

地域通貨戸田オール基金の目的は、地域通貨戸田オールを活用して実施される市民活動等を支援し、もって市内における市民活動の活発化に寄与することです。

この基金をもとに、市内の市民活動団体・個人等が戸田市民とともに行う社会貢献活動に対し、対象事業の実施における地域通貨戸田オール発行経費の2分の1を限度に助成を行っています。

助成対象の選考は、地域通貨戸田オール運営委員会において、書類審査または面接によるプレゼンテーションに基づいてなされます。

【参考資料4】地域通貨協賛店

地域通貨戸田オール協賛店一覧

平成19年10月現在

●喜沢1丁目商店会●		セキスポーツ	441-5187	スポーツ用品	
鳥さだ	441-7838	焼鳥	443-4781	メガネ宝石	
菓子処 笹州	445-4868	和菓子	443-1902	煎餅小売	
カラーのいちのせ	442-4634	写真	441-3110	カット・パーマ	
コーヒーショップ カフェ エトルア	444-7806	喫茶	441-7938	茶	
サロンド・メモリー	446-1740	美容	443-5295	紳士洋品	
菅沼化粧品店	441-6516	化粧品	443-9679	酒類・食料品	
ハラパン 戸田店	442-9644	パン			
まるたけ食品(株)	441-5314	米穀燃料			
きそば 花園	442-3857	そば天ぷら			
フランスヤクリーニング	444-2402	クリーニング			
生鮮館 世界市	432-9211	スーパーマーケット			
●喜沢中央通り商店会●		●上戸田商店会●			
日坂輪業	441-3862	自転車	うな仁	443-8530	うなぎ・川魚料理
金子洋品店	445-6123	洋品	金子商店	441-2823	米・酒・食料品
三光クリーニング	442-4089	クリーニング	ファゼンダ18 上戸田店	442-7490	コーヒー豆
クリーニング富田商店	442-3484	クリーニング	(株)三京	441-0530	呉服・和装雑貨
千成寿し	441-5802	寿司	上戸田 松栄庵	444-8888	そば・うどん
チュールリッヒ	444-7769	婦人服	寿司和	443-2600	寿司割烹
長谷川サイクル	443-1663	自転車	寿司善	442-6226	寿司
榎半田商店	442-1212	梱包資材	(株)曾根商店	441-9150	酒・食品雑貨
角萬酒店	441-2780	酒・タバコ	野の花屋	432-8387	生花・雑貨等
佐藤酒店	441-5943	酒・食料品	(株)まるこう青果	445-8404	青果
(株)武内商店	441-2612	米穀燃料	ハンコ卸売センター 戸田店	433-2226	印鑑・ゴム印
鉄板焼 和	444-3803	鉄板焼	御料理 一会	447-0018	飲食
榎ヨダヤ商店	442-5388	酒・食品	百歩ラーメン	445-1139	百歩ラーメン
花昇	441-4257	切花植木	本橋園	445-6541	お茶
(株)稲川	442-5050	ガーデニング	戸田サクラ歯科	431-8841	歯科
豆富旬菜 いなだ家	442-4112	飲食	竹屋商店	443-1333	お茶・陶・ガラス器
串田商店	441-7762	白衣・名入タオル	クロ豆	433-5644	喫茶店
くすりの和光堂	442-4601	医薬品雑貨			
●中町商店会●		●新曽新田口商店会●			
安藤カメラスタジオ	442-3935	写真・撮影	アイムクマキ	441-2289	雑貨燃料
タカギクリーニング	443-3450	クリーニング	遊眠館 iTO	441-4105	寝具
池田魚店	441-5710	魚仕出し	(株)ガルボ 本店	444-0244	クリーニング
亀鶴	441-4680	日本そば	(株)ガルボ 戸田駅前店	447-2441	クリーニング
手川商会	442-2930	クリーニング			
(株)かじ兵衛刃物店	443-0095	金物販売			
野村米店	441-3211	米麦			
新生堂	441-6784	事務機械			
サラダ館戸田中央通り店	447-9053	ギフト			
●戸田中央商店会●		●美笹商店会●			
田口屋青果店	441-3877	青果	石塚商店	421-6088	青果
榎ナガイ	441-2747	酒	いそぎき精肉店	421-5355	食料品
味見	444-7658	中華料理	伊藤洋品店	421-3604	衣料品
千石青果	441-4070	果物・野菜	(株)こくや林商店	421-4141	酒総合食品
和菓子のゆづき	431-8330	和菓子	(株)総合衣料 イケガミ	421-3199	呉服洋品
(有)M's(エムズフラワー)	433-8710	生花	鍋屋植野屋商店	421-3012	食品
はなふじ	432-6587	生花	銘菓きたや 笹目店	421-6487	煎餅小売
●さつき通り商店街●		●その他●			
宝石・時計・メガネのクサカベ	441-5719	宝石・坊ネ・時計	(喜沢地区)		
グリーンハート たなか	442-2881	食品・青果	中酒店	442-2680	酒・食料品
(株)古河屋	442-4754	事務用品・文具	かめやストアー	442-3956	酒・食品
ふとんのズズキ	442-4278	ふとん・綿毛布	大成堂薬品	441-2140	医薬品
多加良寿司	441-9871	寿司	山田屋鳥肉店	444-8208	鶏肉卵
花ふじ	443-7497	生花	トッパクリーニング はせがわ	442-4917	クリーニング
●本町商店会●		●本町地区●			
魚洋	444-8551	魚	壽屋豆腐店	441-0214	豆腐
ファミリーマート田中上戸田店	441-5316	食品・雑貨・雑誌	お茶の芳せん	444-7920	茶・のり
蒲鈴かまぼこ店	441-3966	蒲鉾・おでん種	(有)マルサン石油	442-6931	ガソリン・オイル
(株)ガルボ 戸田本町店	433-1243	クリーニング	(新曽地区)		
			ふるほんしまや	432-6866	古書
			コンビニ&青果のふたばストアー	432-9879	青果・食品
			(笹目地区)		
			(株)誠文堂	421-3574	事務用品
			宮沢酒店	421-5228	酒・食料品
			(株)須田商店	421-1905	青果

戸田市商店会連合会・戸田市商業(協) ☎ 441-2617(代)

委員名簿

- ・ 第1期戸田市市民活動推進委員会
- ・ 第2期戸田市市民活動推進委員会
- ・ 戸田市市民活動支援・統合サイト専門部会
- ・ 戸田市市民活動拠点施設専門部会
- ・ 戸田市民活動支援サイト部会
- ・ 平成18年度 戸田市ボランティア・市民活動支援センター運営委員会
- ・ 平成19年度 戸田市ボランティア・市民活動支援センター運営委員会

第1期戸田市市民活動推進委員会委員名簿

	氏名	委嘱区分	推薦団体
1	◎高橋邦彦	公募による市民	
2	○萩原脩	各種団体の代表	町会連合会
3	矢部隆志		とだわらび青年会議所
4	福嶋貢生		子ども会育成連合会
5	富岡健二		市内企業従事者
6	金田好明		市内NPO法人
7	青塚和子		社会福祉協議会
8	吉田耕輔	公募による市民	
9	平塚光代		
10	関口三津子		
11	新福恵子		
12	秋元隆志	知識経験者	社会教育委員

※◎は委員長、○は副委員長を表す

第2期戸田市市民活動推進委員会委員名簿

	氏名	委嘱区分	推薦団体
1	◎高橋邦彦	前戸田市市民活動 推進委員会委員	
2	○萩原 脩		
3	福嶋 貢生		
4	富岡 健二		
5	青塚 和子		
6	吉田 耕輔		
7	関口 三津子		
8	新福 恵子		
9	秋元 隆志		
10	矢部 隆志		
11	山根 明	各種団体等の代表	戸田市民活動支援サイト部会
12	○中島 孝雄		地域通貨戸田オール運営委員会
13	森 秀夫		
14	菅野 洋子	知識経験者	

※◎は委員長、○は副委員長（H18.7.1～H19.5.10／萩原・H19.5.11～現在／中島）を表す。

戸田市市民活動支援・統合サイト専門部会部会員名簿

NO.	氏名	委嘱・任命区分	所属等
1	高橋 邦彦	戸田市市民活動推進委員会の代表	戸田市市民活動推進委員会
2	◎福嶋 貢生		
3	山中 邦久	公募による市民	/
4	水内 啓之		
5	○本郷 勝也		
6	山根 明		
7	細井 勇		
8	小國 拓也	知識経験者	都市整備部道路課

◎は部会長、○は副部会長を表す。

戸田市市民活動拠点施設専門部会部会員名簿

NO	氏名	委嘱・任命区分	所属等
1	萩原 脩	戸田市市民活動推進委員会の代表	戸田市市民活動推進委員会
2	青塚 和子		
3	◎関口 三津子		
4	中村 美津子	戸田市地域福祉計画の策定に携わった者	地域福祉計画策定第3期ワークショップメンバー
5	○野瀬 昌子		
6	福田 典子		
7	佐久間 康三	知識経験者	戸田市社会福祉協議会事業課
8	熊木 幸夫		都市整備部建築課

◎は部会長、○は副部会長を表す。

戸田市民活動支援サイト部会部会員名簿

NO.	氏 名	委 嘱 区 分	所 属 等
1	○山 中 邦 久	支援サイトの構築に携わった者	戸田市市民活動支援・統合サイト 専門部会
2	水 内 啓 之		
3	本 郷 勝 也		
4	◎山 根 明		
5	細 井 勇		
6	小 國 拓 也		
7	高 橋 邦 彦		
8	福 嶋 貢 生		
9	富 岡 健 二	戸田市市民活動 推進委員会の代 表	戸田市市民活動推進委員会
10	関 口 三津子		
11	青 塚 和 子		

◎は部会長、○は副部会長を表す。

平成18年度 戸田市ボランティア・市民活動支援センター運営委員会委員名簿

No.	氏 名	委嘱・任命区分	所 属 等
1	高 橋 邦 彦	市民活動団体の代表	戸田市市民活動推進委員会
2	関 口 三津子		
3	山 根 明		
4	中 島 孝 雄		
5	○森 秀 夫		
6	◎秋 元 隆 志	社会福祉協議会の代表	副会長
7	佐久間 康 三	社会福祉協議会の職員	戸田市社会福祉協議会事務局
8	根 本 浩 伸		
9	松 岡 尚 幹	市の職員	福祉部福祉総務課
10	小 沼 利 行		
11	岡 田 至 正		総務部コミュニティ推進課
12	島 崎 眞 一		

◎は委員長、○は副委員長を表す。

平成19年度 戸田市ボランティア・市民活動支援センター運営委員会委員名簿

No.	氏 名	委嘱・任命区分	所 属 等
1	高 橋 邦 彦	市民活動団体の代表	戸田市市民活動推進委員会
2	関 口 三津子		
3	山 根 明		
4	中 島 孝 雄		
5	○森 秀 夫		
6	◎秋 元 隆 志		
7	佐久間 康 三	社会福祉協議会の 職員	戸田市社会福祉協議会事務局
8	根 本 浩 伸		
9	石 川 日出男	市の職員	福祉部福祉総務課
10	小 沼 利 行		
11	岡 田 至 正		総務部コミュニティ推進課
12	三 木 由美子		

◎は委員長、○は副委員長を表す。